

# 北海道社会福祉研究

## 第 27 号

〈特集：北海道社会福祉学会第44回大会記念講演〉  
生と死とユーモア

アルフォンス・デーケン ..... 1

〈論文〉

日本の公的扶助における制度運用とステイグマ  
—ステイグマの観点からの再考—

松岡 是伸 ..... 9

社会福祉の観点から観た最小国家論の検討  
—ロバート・ノージック『アナーキー・  
国家・ユートピア』を中心として—

重泉 敏聖 ..... 23

人間のための福祉支援実践論研究序説  
—生活主義に基づく支援実践論の系譜—

八巻 正治 ..... 33

1990年代における日本の福祉レジームの変容  
セルフヘルプ・グループ「すみれ会」の  
歩みと専門職の関わり

伊藤 新一郎 ..... 43

守村 洋 ..... 51

〈調査報告〉

北海道の里親制度に関する里親の意識調査

奈良 隆正 ..... 65

成阿 部好惠  
田哲也  
鈴木幸雄

事業報告・事業計画・会計報告・会員名簿  
学会誌編集規定・投稿規定

2007年3月

北海道社会福祉学会



【特集：北海道社会福祉学会第44回大会記念講演】

## 生と死とユーモア

上智大学名誉教授  
アルフォンス・デーケン氏

ご紹介に預かりましたデーケンです。生まれた時は生粋のドイツ人でした。後でフランス、オランダ、スイス、イギリス、アメリカと12カ国での生活で国際的になりました（笑）。今、日本に住んでおりまして心の中も日本人です。30年以上上智大学で私は死の哲学を教えてきました。

今日は皆さんと一緒に生と死とユーモアという大切なテーマについて一緒に考えたいと思います。やはり私たち人間にとって大事なことは生きることなんだけれども、いかに人間らしく生きるかですね。動物のように生きることじゃなくて人間らしく生きるということです。やはり人間の一生涯の中で一番辛い体験は愛する人の死と自分自身の死ですね。誰もが必ず直面してしまいます。うれしいテーマではないんですけど死というテーマを避けることはできないんですね。

今日のもう一つのテーマですが、ユーモアです。私たちはもっと豊かに生きるために、あるいは良い人間関係のためにユーモアが非常に大切であると思います。ですから「生」と「死」、そして「ユーモア」という3つのキーワードを選びました。

### 死の教育について

一つ目に、生と死を考えることは死への準備、死の教育ですね。英語では「Death Education」です。Death Educationは決して暗いことではなくて、同時に「Life Education」であると私は強調したいんですね。私たちはいかに人間らしく死を迎えるか、同時に最期まで人間らしく生きるかという意味ですね。私が日本に来たときの驚きの一つですが、日本の教育は国際的に見てもレベルはとても高いでしょ。先日、私が勤務している上智大学の入学試験がありましたが受験者数は2万4千人でした。合格するのは10人に1人ですね。みんなものすごく熱心に入学するために勉強するでしょ。けれど一生涯で一番難しい試験、苦しい試練は何でしょうか。二つあるんですけど、一つは身近な人の死を体験することで、もう一つは自分自身の死に直面することです。そのための教育が日本には一切ないということはおかしいですね。私たちは必ずいつか死を体験します。私は厚生労働省の委員会でも働いていますので今日の講演のために一番新しい統計資料を調べてきました。それによりますと現在の日本人の死亡率は100%だそうです（笑）。何が言いたいかと申しますと、必ず自分の祖父母や父母、女性の場合だと90%以上は自分の夫の死を体験するということです。そしてそのような身近な人の死に直面することが人間にとての一生涯を通しての一番辛い体験になるということです。このようなテーマを無視することはおかしいと思います。私はこのような意味において日本の教育のシステムの中にDeath Educationは必要だと思います。同時にそれがLife Educationになるということです。

私たちの時間が限られているということがわかれば、時間の尊さを意識するようになります。自分の生きる時間は尊いものであるということです。私は中学校のときにギリシア語とラテン語を勉

強したんですが、ギリシア語には時間を表す二つの名詞があります。一つはクロノスです。これは量的な時間を表します。もう一つはカイロスです。これは質的な時間ですね。クロノスは物理的な時間を表すと申しましたが、月、年、分、秒で測れます。それはクロノスが量的な時間であるからです。これに対しカイロスは一度だけ来る二度とは来ない決定的な瞬間です。かけがえのないそれぞれの人間に独自の時で、質的なものです。例えば、間もなく死を迎える人間がいたとしたらクロノス的な時間はそう長いものではないかもしれません。しかし、カイロス的な時間を意識して人間は死ぬんですね。客観的な時間と主観的な時間体験は全く違うということです。好きな人とコーヒーを飲みながら、まあ北海道なのでサッポロビールでもいいですけれども（笑）2時間話せば量的な時間は長いでしょう。でも主観的な時間体験では全然長くないんですね。逆に言いますと、雨の中で傘なしで30分バスを待つのはクロノス的な時間は短いのですが、主観的な時間体験ではものすごく長いです。私はロンドンでホスピスの研究中この体験をしたんです。とてもとても長く感じました。ですから私たちは患者さんの時間の尊さを発見することが大事なことであるわけです。

先ほど私が申しました死の教育は四つのレベルで行われるべきです。まずは知識のレベルです。まずは知識を得ることなんですが、これだけではどうにもなりませんので次に価値観のレベル。患者さんがどこで死にたいのか、価値観の選択をさせてあげるということです。多くの患者さんは「畠の上で死にたい」と言うのですが一旦は家に戻っても、結局最期は病院という家族から離れた場所で迎える場合が多いのが現状です。私の生まれた国ドイツも大部分の人は病院で死にます。しかし、大規模な調査をしたところ大部分のドイツ人も「自分の家のベッドで死にたい」という意思をもっていることが明らかとなりました。その結果を踏まえてドイツでは在宅ケアホスピスを整備しました。結果1300くらいの在宅ケアホスピスができました。それはやはり価値観ですね。次いで三つ目のレベルは感情のレベルです。私たちは歴史の勉強をしても感情的にはなりませんが、死という言葉を聞くと大部分の人が感情的な反応があるんですね。そのような過剰な死に対する恐怖と不安をやわらげることがこの死の教育の一つのゴールです。最期の四つ目のレベルは技術のレベルです。患者さんの、特に末期患者のあらゆるニーズを理解してどのように応じるかです。

## 死について

私は死という言葉について、日本語では人間の死も犬の死も「死」という一つの言葉を使います。ドイツでは人間の死と動物の死では二つの異なる動詞があります。動物の死は年をとて死んでいくという意味をもった動詞です。一方、人間の死を示す動詞は異なります。なぜかというと、人間の場合は年をとて死んでいくという衰弱のプロセスを経ていても成長する可能性があるからですね。衰弱という運命は選択できないですが、どのように衰弱するかは自分で選択できます。私はこのことを患者さんに伝えてほしいと思っています。日本では3人に1人はガンで死ぬという統計は運命的なものです。ところが、どのように最後までの日々を過ごすかは運命的なことではないですね。黒澤明監督の「生きる」という映画があるのですが、内容は死についてのテーマが最後まで続きます。しかしタイトルは「生きる」です。私はじめてこの映画を見た時には日本人の深い論理があるんだなと思いました。黒澤監督が言いたかったのは、主人公がもう治らない状態であることがわかってからはじめて生きることを意識しはじめたということではないでしょうか。主人公は病気になり、治らないことがわかってから人のためにという考えを持ち始め、子どものために遊園地を作ります。本当の意味で最期の一年間を人のために生きるようになったわけです。主人公の肉体の衰弱は運命的なプロセスです。自分でコントロールできません。しかし、人のために何かしようと

したのは主人公の決断です。これが人間らしい死に方、そして生き方です。

もう一つの例は、アメリカの俳優ジョン・ウェインの例です。ジョン・ウェインはガン告知を受けた後に方々に電話してガン研究のための寄付を募り、結果膨大な額のお金を集めジョン・ウェインガン研究所を設立しました。そのおかげで大勢のガン患者は治りますね。ジョン・ウェインもガンになり、肉体の衰弱は避けられなくなりました。しかし、最期の段階で人のために生きるようになったというのはジョン・ウェインの選択です。我々ソーシャルワーカーは動物のように死を受身的に迎えるのではなく、その患者が自ら選択し、人間らしく死ぬことを手伝うことが望ましいと私は思いますね。

面白いことに、中世期のヨーロッパにはたくさんの本がありますがその中に、「Art of Dying（死の芸術）」というタイトルの本があります。これ面白いタイトルでしょ。今の日本であまり死を芸術とは考えないですね。しかし中世期のヨーロッパでは死ぬことは学ぶべき芸術という意識が強かったんですね。どのように一生涯を生き、死ぬかは学ぶべき芸術だったわけです。

### 癒しとしての療法

死の四つの側面と生活の質についての話をします。死と言ったとき、日本語的な意味合いではだいたい肉体的な死のことを言ってますね。しかし、私はいつも四つの側面で死という言葉を使います。それは心理的な死、社会的な死、文化的な死、肉体的な死です。今まで見てきた患者の中で、肉体的にはまだ生きているんだけど、もう生きる意欲を失ってる人がいましたが、これは心理的な死ですね。人間は社会的な生物ですけども、例えば東京の病院で色んなところで話すうちに耳に入った話で、父親あるいは母親が入院していても子が病院に来なくなるケースもあるようです。これは父親や母親にしてみれば社会的な死ですね。次いで、文化的な死についてです。人間は本質的に社会的のみならず文化的な生物でしょ。けど、もうほとんどの時間を病院の中で過ごしていれば文化的な死になるんですね。私は20世紀の日本の医療・看護・ソーシャルワーク等と21世紀の医療・看護・ソーシャルワーク等を比べて考えることがよくあります。20世紀の医学や医療・看護は人間の延命については大成功しました。その結果日本人の平均寿命は世界一になったでしょ。日本の男性もドイツの男性よりも長く生きるようになったんですね。ですから私は日本に来ました（笑）。しかし、21世紀の医療・看護・ソーシャルワークの新しい挑戦は肉体的な延命と同時に心理的生命の延命、社会的生命の延命、文化的生命の延命、言い換えれば相対的生命の延命ですね。ですから肉体的生命があと3日かなあ、1ヶ月かなあという時間的なものだけではないんですね。相対的生命の延命のために生活や生命の質が重要になってくるのです。だからホスピスで音楽療法、芸術療法、読書療法がよく使われはじめましたね。生命や生活の質を高めるためにです。例えば音楽療法は、大勢の人が自分の過去の人生の幸せな日々や幸福な体験を音楽で結ぶでしょ。そして最期にその音楽をきますとまた自分の人生における幸せな日々を体験できるんですね。これが私たちにできる大きなプレゼントですね。私は上智大学の管弦楽団の顧問を30年やりました。ある日カラヤンがベルリンフィルを連れて東京に来たときに私たちはカラヤンに上智大学に来てうちの管弦楽団を指揮していただけないか頼みました。彼は快く来てくれました。そしてそれだけではなく上智大学のオーケストラのメンバーを国際的に高いのでベルリンに招待しますと言ってくれました。私は100人のメンバーとともにベルリンに行って有名なベルリンフィルで演奏して、そこでもカラヤンが指揮してくれました。この100人のメンバーは自分が最期を迎えるときになんでもあの美しい演奏を思い出すわけですね。つまり、再体験できるんですね。

また、芸術療法について、私は毎年28人のメンバーとホスピス視察をします。オーストラリア、ニュー

ジーランド、カナダ、米国、アイルランド、イギリス、ドイツ、オーストリアなどをまわりました。サンフランシスコのエイズホスピスに行ったこともあります。エイズホスピスの患者はみんな若い男性でした。そこの廊下は美術館のようなんです。みんな亡くなつた若いエイズ患者の Last Picture、つまり最期に近づいて描いた絵が並んでいます。これが芸術療法ですね。つまり、無効で一人のボランティアが希望する患者に絵を教えているんですね。それは面白いくらいみんな男性です。男性はだいたいコミュニケーションが下手ですね。自分の感情についてあまり話せないんですね。でも絵では自分の感情や苦しい体験を表現できるんです。それはやはりコミュニケーションだけではなくて人間が創造的な動物であるが故に何か残すということがQOLを高めているんでしょうね。

読書療法については、私の生まれた国ドイツで盛んです。患者さんは本に出ている主人公を通して自分の心、自分の顔を例えるならば鏡で見ているわけです。ニューヨークやドイツの読書療法でよく使ったのがトルストイの「イワン・イリイッチの死」ですね。これは日本でも文庫本になってます。この本の主人公であるイワン・イリイッチも、やはり最期の段階になってコペルニクス的な転回を体験しますね。以前は周りの人が自分に何をしてくれているかを考えていたのが、最期の段階になって周りの人が私に何を期待するかを考えるようになります。このような意味で死は、一つの人格成長の機会になり得ますね。もちろん、読書療法は患者さんの好きな作者・著作を選んで下さいね。あるいは宗教をもっている人はそれに関連するものでもいいし、聖書でもいいですが俳句のように短いものでもいいですね。短い作品でもポエムでもかまいません。私は先程トルストイと言いましたけども、「アンナ・カレーニナ」は避けて下さい。長すぎるんですね。終わらないうちに死んでしまいます。短い文庫本が丁度いいですね。患者さんに考える刺激を与えるのが読書療法ですね。それによって患者さんがただ受け身的に死を待つんじゃなくて、自分の死に方を考えるようになるわけです。

患者さんへの癒しについて、最近ドイツでは末期患者に対し出会いによる癒しを取り入れています。これを「患者とともに生きる」という意味のドイツ語で表現します。「共に歩む」という姿勢ですね。最近は何か「する」の「する」が何をするかだけではなく、側にいるということが大事になってきています。私の専門は哲学ですが哲学者のキュープラ・ロスは「助け人自身が助けである」という有名な文章を書きましたね。ですから何をするだけではなくて自分の存在、つまり、自分が側にいることによって患者さんの助けになるということですね。ですから皆さんもソーシャルワーカーとして自分が患者さんに何をするかだけではなくて、自分の存在そのものが患者さんにとて大切な助けになれるということを覚えて下さい。

そして次に共同体体験による癒しです。私は共同体体験は死を考える上で大事であると考えて三つの会を作りました。一つは配偶者を失ったグループです。二つ目は子どもを失った親のグループです。三つ目は相手を自殺で失ったグループですね。これらの会に参加していくいつも思うのは、やはり共同体体験は一つの癒しになるということです。一緒にあることについて話すことができるというだけで癒しになれるわけですね。私の母国・ドイツでは「共に喜ぶのは2倍の喜び、共に苦しむのは半分の苦しみ」という有名な言葉があります。

### ボランティアの意義と意味

さらにボランティア活動の意義についてお話しします。私は毎年、上智大学の夜の講義でホスピスボランティアについてやっています。相手は一般市民です。最近はボランティア活動をやりたがる人がだんだん増えていますね。私は大学院がアメリカだったのでよく物事をアメリカと比較してしまうんですが、アメリカでは2700人の年老いた男性のために10年間の調査をしました。2700人を

二つのグループに分けたんですが、ボランティア活動をやっている人とやっていない人に分けたんですね。ボランティア活動をやっている人のグループで100人死んでいれば、同じ時期にボランティア活動をやっていないグループでは2倍半の250人が死んでいるという結果がわかりました。ボランティアをしている人は長生きしているんですね。ですから皆さん、周りの人にボランティア活動をすることを勧めてもいいですね。(笑)。ボランティアは一つの生きがいを体験することもあるんですね。特に年をとってからお暇があって、新しい生きがいの探求という意味でボランティアをすることも健康にとってとても大切であると思います。

### 希望について

希望ということについて、私は数年、厚生労働省の末期医療研究委員で働いていたのですが、会長は天皇陛下の手術をなさった東京大学の盛岡先生でした。私たちは盛岡先生が天皇陛下に本当のことを言わなかっただということを知っていましたので、私はただ一人、委員会で「ガン告知は望ましい」と提言しました。そうしたら厚生労働省の偉い人が私に聞きました。「デーケン先生、本当にガン告知は望ましいですか。ガン患者の希望を本当に奪ってもいいですか」と。私は何百人の患者の死を見取ったのですが、どこの国も患者さんも死ぬ最期まで希望を抱いていますけども、希望の対象はどんどん変わるんですね。もちろん皆さん検診の段階では自分がガンでないことを希望するのですが、私もそうでした。検診で「デーケン先生ガンだ」と言われたのですね。すると次の希望するのは「少なくとも悪性のガンでないよう」ということですね。そんなことを希望しながら28人の医者と看護士を連れてホスピス視察でオーストラリアに行ってました。夜になり、ホテルに国際電話が入り「デーケン先生、悪性のガンです。すぐに戻って手術を受けて下さい」とのことでした。結果、自分でかつて教えていたこともある日本女子大学で手術を受けました、教えていた大学で手術を受けるというのは何とも不思議な感覚でした。話は戻りますが、すると今度は「手術で治るんじゃないか」という希望に変わったわけです。大勢の人は手術の段階で「もう遅いんだ」と思い込んでいるわけです。話がそれてしましましたが、患者さんの希望は変わることです。ホスピスの患者さんの希望も変わります。「痛みが和らぐこと」「天国に行くこと」「誰かと再会できること」というふうに様々な変容をとげるということを申し上げておきますね。ですから私たちは患者さんの希望が今の段階でいかなるものか、確認しなければなりません。先日、ホスピスに入っている男性の奥さんが来て「いつ退院できるの」「退院したらどっか行きたいね」などと話かけていました。男性は自分がここから出られないことも自分が死んでしまうことも知っているのにこのような声をかけることは会話のレヴェルが全然かみあってないでしょ。あくまで奥さんの希望ではなくて男性の希望が大事なのです。ですから患者さんのコミュニケーションにおいて患者さんがどのような希望を持っているかを確認することはとても大事なのです。

また、お年寄りの患者さんの現象として多いのは思い煩いです。色々なことをお年寄りは思い煩っているようです。私は色々な国の老人施設をまわりますが、本当に些細なことに思い煩っています。例えば明日雨が降るか降らないか。今日の時点ではどうでもいいことなんですが、こんなことでも老人施設のお年寄りは思い煩います。ちなみに私の天気についてのスローガンは「雨でもアーメン、晴れでもアレルヤ」です(笑)。私たち人間は自分で何がコントロールでき、何がコントロールできないか区別しておかなければなりませんね。大勢の人が自分では何ともできないことを思い煩っています。ですからこのような意味で、患者教育にあたっては自分は何を変えることができ、何が変えられないのか見分けることを教えなければなりません。患者さんが残された時間が短いのにも関

わらず変えられないことで思い煩い、エネルギーを使うのはもったいないですね。例えば末期ガンの患者は自分が末期ガンであることは変えられません。しかし、自分がどのように生き、死んでいくかは自分で変えることができます。

### 発想の転換の重要性

発想の転換ということに関して、皆さんの中にお年寄りのケースを担当されたことのある方がいると思いますが、人間は第3の人生に入ると六つの課題があると思います。まず、第3の人生に入ったお年寄りは手放すことを覚えなければなりません。若いときは持つことを追い求めなければなりません。自分の業績やマイホーム、マイカーなどの財産もそうです。しかし、年をとると何かを手放すことを学習しなければなりません。私の悲しい経験の中に、大学院生のときにホスピスのボランティアをしていたときにある一人の患者があと2時間しかないということをお医者さんから言われました。この患者さんには身寄りがないからあと2時間側にいてやってくれと。そうするとその患者さんが私に言ったのは「銀行に行って私の口座にあといくら残っているか見てきてほしい」ということでした。もうあと2時間で死ぬ段階の人がまだ物への執着があるんです。物への執着は、私は人間らしい死に方ではないと思いますね。ですから手放すことを覚えなければならないということです。

2番目は許すこと・和解することです。私は日本の文化はやはり和の文化だと思っています。人間は死ぬ段階で内的な人間関係の不調和を持ち続けることは苦しいですから、和を大事にすべきだと思います。この意味で、死に直面した患者やお年寄りの患者に許すこと。和解することで教えることは大事だと思いますね。人を許すのは自分の弱さではなく、真の強さの表れだと思うからです。他者を許せない人は終わりのない憎しみと恨みの悪循環に巻き込まれますね。許すということは、過去の出来事を変えることはできませんが、自分自身をより豊かに変えることはできますね。このような和解がないと苦しむのは死んでゆく本人だけではありません。残される遺族も苦しむことになるんですね。

3番目は感謝の表明です。感謝に関して面白いのは私の母国ドイツで、考えることと感謝することは非常に似た言葉です。考えることは Denken、感謝することは Danken です。人間は考えれば考える程自分が今までいかに他者から支えられてきたか、感謝すべきか気付くんですね。ちなみに英語でも同じです。To think は考える、To thank は感謝するですね。人間は考えれば考えるほどどれほどいたいたか感謝するわけです。患者さんが介護してくれている人に感謝の言葉を言うことがどれほど重きことか、あるいは感謝を言わないで死んでしまうと介護していく人がどのように考えるか、患者教育で伝えるべきですね。

4番目はさよならを言うこと、5番目は遺言状の作成です。やはり死ぬ人は、自分が死んだ後に家族や親族が財産のことでもめないように遺言状を書いた方がいいですね。

6番目は自分なりの葬儀法を考えてそれを周囲に伝えておくことです。死を迎える人と葬儀の話はなかなかしにくいものです。しかし、日本の現状では自分の主人が亡くなったとしたらすぐに葬儀屋が来て残された奥さんと色々と細かなことを決めていくわけです。奥さんは、自分が葬儀屋と交渉して「何でも主人のためにしてあげている」と思えるのですが、そこに死ぬ本人の意志は介していないですね。

最近、世界的にスピリチュアルケア (Spiritual Care) が注目されてきています。そのスピリチュアルケアをする人に望ましい姿勢の一つ目は傾聴することです。相手の話に耳を傾けるんですね。二つ目は患者さんの個性を尊重です。三つ目は個々の患者さんのスピリチュアルの理解ですね。一つの例として、ある患者さんが自分は今まで何をしてきたのか考えているとします。これは大きな

スピリチュアルニーズですね。あるいは苦しみの意義を考える患者さんもいます。「どうして私がこんなに苦しまなくてはならないのか」「どうして私は若いのに死ななければならないのか」などのスピリチュアルニーズもあります。三つ目は自己の限界を謙遜に受け止める態度です。四つ目は先程もお話ししましたが側に共にいること。五つ目は自分を越えるものへの大いなる畏敬と驚異の念です。六つ目は自分の新たなるスピリチュアルの開発です。人間は誰でもスピリチュアルティーの側面を持っていますけどもそれは、人間は自分の中のスピリチュアルティーを豊かに開発する事もできますが、それを全く無視して枯らしてしまう事もできるのですね。

### ユーモアの効用と意味

最後に、ユーモアについてお話しして今日の講演を終了したいと思います。私たちは人間である限り誰でもユーモアの感覚を持っています。人間は笑うことのできる唯一の生物であると小さい頃から父親に教えられてきました。小さい頃、父からそのように教えられ、早速私は実験をしました。その時うちでは12匹の猫を飼っていましたので、猫の目の前で色々な変な顔をしてみせましたが一匹も笑ってくれませんでした。私たちは笑うことができるという非常な宝物を持っているんですね。それが出来る限りその能力を開発することが重要ですね。笑うということを失わせない患者教育もとても大事だと思います。

私はユーモアについて、三つの印象的な体験を持っています。一つ目は子ども時代の家族の中のユーモアですね。実は私は昭和7年生まれです。その時ドイツでは昭和とは言いませんでしたが(笑)、1932年です。私は小学2年生の時に第二次世界大戦を体験しました。私はブレーメンに近い北ドイツに住んでいましたが上空を連合軍の飛行機がどんどん通りました。自分の家の近くにたくさんの爆弾を落とされ、たくさんの同級生や友人を失いました。私の父は反ナチ運動をしてましたので私たち家族はとても危険な状況でした。逮捕されれば射殺されてしまいます。それでも父は私たち家族8人を集め、夜になるとユーモラスな話をたくさんしてくれました。ジョークを言ってみんなを笑わせる努力をしていました。

二つ目はニューヨークで私が博士論文を書いている時の体験です。私の父の姉はシカゴで老人施設を経営していましたので、私はそこで生活を見る機会に恵まれていました。その時、生真面目な人が食事を一人で食べていたのに対し、ユーモラスな人が食事を食べ始めるとみんながその人の近くに集まって来していました。豊かな第3の人生を送っている人がユーモラスなんだなと痛感しました。

三つ目は日本のことです。私が初めて日本に来た時に親切な家族に食事に招待してもらいました。私は日本語がほとんど出来ない時期でしたので日本語学校の先輩にどうしたらいいか相談しました。そうしたら先輩は「大丈夫。よくニコニコし、よううなずき、たまにそうですねと言ひなさい」と教えられました(笑)。食事が始まり、私は5分ごとに「そうですね」と言うようにしました。ですが、食事が終わるときに危機がやってきました。奥さんが「お粗末様」と言ったことに対して私は「そうですね」と言ってしまったんですね。家に帰って「お粗末様」の意味を調べた時、私の顔は青ざめてしまいました。ドイツにあるユーモアの定義は「～にも関わらず笑ってしまう」です。例えば私が苦しんでいるとして「苦しんでいるにも関わらず自分のはかさを謙遜に受け止めて笑ってしまう」ということです。私はこの食事に招待された時の体験でこのドイツのユーモアの定義がよくわかりました。苦しみを通して深みのあるユーモアが出来るんだなと思ったのです。

私が考えるユーモアについて一番大切なポイントは「ユーモアは思いやりと愛の表現」ということですね。私たちが相手に愛を伝えるには相手が何を期待しているか知ることが重要ですね。そし

てだいたいの人間は相手からストレスの少ない温かい関係を期待しますね。皆さんもソーシャルワーカーとして相手とストレスの少ない関係を作ることが重要ですね。笑顔だとユーモアによって温かい人間関係を作れば、患者さんやその家族に対して思いやりや愛を表現したことになるのではないかでしょうか。

ユーモア感覚を養うには広い視野と心のゆとりが必要です。ユーモア感覚を開発する人は自分の人間性を豊かにする人ですね。ユーモアの表現は色々あります。例えば言葉遊びのユーモア、これは翻訳しにくいですが、私がいつも使うのはジョークです。ジョークもたまにはユーモアになりますので。しかし、基本的にジョークとユーモアは違うものです。ジョークの頭のレヴェルの技術です。ユーモアは心と心のやりとりだと思います。だからきついジョークは相手を傷つけます。だからユーモアではありません。

私は死とユーモアの関係を知った悟りのような経験をニューヨークでしたました。私の友人のお母さんが91歳で11人の子どもを育てあげた人です。11人の子どもは全員病室に集まっており、そのお母さんは昏睡状態に見えました。医者はあと2時間くらいで亡くなりますと私の友人の家族に伝えました。神父が来ており、お母さんのために祈りましょうと家族と病室でミサをすると昏睡状態だったお母さんが突然「私のために祈ってくれて有り難う。ウイスキーが飲みたい」と言ったのですね。慌ててウイスキーを用意すると今度は「ぬるいから氷を用意してほしい」と言いました。これにも家族は驚きました。氷を用意するとお母さんはおいしいおいしいと言って全部飲んでしまいました。すると次は「タバコを吸いたい」と言ったのです。長男が慌てて「お母さん、お医者さんがタバコはだめだと言っていたよ」と伝えるとお母さんは「何言ってるの、死ぬのはお医者さんじゃなくて私なのよ」と言いました。タバコを吸い終わるとそのお母さんは「今までどうも有り難う。また天国で会いましょう。バイバイ」と言って息をひきとりました。不思議なことにその時悲しんだ子どもはいなかったんですね。子ども達がみんなで死に際のお母さんの行動を話し合うと、「お母さんは生涯ウイスキーも飲まなかつたし、タバコも吸わなかつた。今まさに死にゆくにあたり自分にできることは笑いを提供することを考えてウイスキーを飲み、タバコを吸つた」という結論になりました。その後も子ども達がお母さんについて話をする時にはいつも笑顔で話すことができたそうです。

日本語では「生真面目」という言葉がありますが、ドイツではこの生真面目に該当する言葉は「動物的な真面目さ」を意味します。「ユーモアを持っていない人は動物に近いのか」と子どもながらに考えたものです。逆に考えればユーモアのある人は人間らしいんですね。ですから皆さんも仕事の中で自分の人間らしさとユーモアを開発することをお勧めします。やはり人間のコミュニケーションの中で笑顔は人と人を結ぶのですね。例えば皆さん方が外国で道を尋ねるとして生真面目な人には聞きにくいでしょ。でも、もしその人が微笑みを示せば聞けるのじゃありませんか。この場合の笑顔は無言のコミュニケーション、つまり笑顔が「May I help you」ということを意味しているのですね。皆さんもソーシャルワーカーとして笑顔が無言のコミュニケーションであり、貴重な能力であると気にしておいて下さい。また、笑顔のという能力を高めることが自分のフラストレーションを和らげるのですね。ユーモアは健康と関係しているからです。このことに関する著作はたくさんありますし、笑いと健康の理論は科学的なデータにも基づいています。ですから皆さんも専門家として患者との無言のコミュニケーションとして、また、自分の健康のために笑いを、そしてユーモアを大事にして下さい。

ご静聴ありがとうございました。

(2006年2月25日、於：北海道社会福祉総合センター)

# 社会福祉の観点から観た最小国家論の検討

—ロバート・ノージック『アーナーキー・国家・ユートピア』を中心として—

重 泉 敏 聖

## 1 はじめに

わが国の社会福祉理論の状況は松井が言うように、「社会福祉の必要性の思想的根拠(価値理念)の本格的な研究はほとんど行われておらず、研究の空白部分となっている」(松井:2002, 209)。加えて、「功利主義による厳しい福祉批判の歴史的経験がほとんどない日本では、多くの場合、社会福祉の必要性の根拠を憲法二五条に求めてきた」(*ibid*)。

こうした状況の中、あえて、国家の機能に社会福祉のような再分配機能を取り入れず、国家の機能を暴力、盗み、詐欺からの保護、契約の執行の強制のみに求め、再分配を含め、それ以上の機能を持つことは拡大国家として道徳的に正当化されないとして、最小国家を導き出したものにリバタリアニズム<sup>1)</sup>の哲学的代表ともいえるR・ノージックの『アーナーキー・国家・ユートピア』がある。

本論文では、この『アーナーキー・国家・ユートピア』を検討することで、ノージックが述べるように国家が社会福祉を行うことは道徳的に正当化されないので、さらに、その正当化の基盤となる考え方を取り上げ、それを検討することによって、社会福祉が国家によって行わなければならない正当化の根拠を示すこととする。

## 2 ノージックの「最小国家論」

ノージックは国家論を開拓するに当たって次のことを検討することから始めている。すなわち、「もし、国家が存在しなかったなら、国家を発明する必要があつただろうか。国家は必要か。国家は発明されなければならなかつたか」(Nozick 1974:3)という問い合わせである。基本的にノージックは国家の説明をロックの『統治論』の自然状態の考察から始める。その考察から、ノージックは国家の変遷を自然状態→相互保護協会→独占的保護協会→超最小国家→最小国家へと「見えざる手」に導かれて辿り着くという。

ノージックによれば、ロックの自然状態においては「誰も他人の生命、健康、自由、あるいは所有物をそこねるべきではない」(Locke=1980:196)というルールがあるが、なかには「他人を自分の絶対的な権力のもとにおこうと企てる者」(*ibid*)が存在する。そうしたものに対して自然状態においては「戦争状態」に入る。

すなわち、「自然の法の執行は各人の手に委ねられている。それによって、各人は、その法の違反者をその違反を防止する程度に処罰する権利を持っている」(Locke=1980:196)故に前述の「他人を自分の絶対的な権力の下に置こうとするものに対しては、「狼やライオンを殺してもよいのと全

く同じ理由で、これを殺してもよい」(ibid) という。

このようなロックの自然状態においては様々な不都合が存在するという。すなわち「正しい判決が下された場合でも…この判決を適正に執行させる権力が欠けている」ことや、逆に処罰を加えようとして、加害者に危害を被る事もある (Locke=1980:272)。こうした自然状態の困難に、ノージックは処罰や財産の保護等の目的のために「相互保護協会」が設立されることになるという。こうした相互保護協会は「様々な個人によって構成される様々なグループが、いくつもの相互保護協会を形成する」(Nozick 1974:12)ことになる。

しかし、このいくつもの保護協会はそれに属するメンバーを保護し、あるいは他の保護協会のメンバーを罰しようとする場合、それぞれの保護協会の行動パターンは3つあるとノージックは述べる。以下、それを述べていこう。

- 1 「二つの機関が武力で闘う。一つの機関がこの闘いで、いつも勝利を得る。敗者の機関に属するクライアントは、勝者の機関のクライアントとの紛争において十分な保護を受けられないために、敗れた機関から去り、勝者の機関と取引関係を結ぶ」(Nozick 1974:16)。
- 2 「一つの機関が一つの地理的区域の中で、集中的な勢力を持ち、別の機関は別の区域で勢力を持っている。それぞれは、勢力の中心に近いところでは闘いに勝ち、勢力の勾配が確立する」(ibid)。
- 3 「二つの機関が対等にかつ頻繁に闘う。二つの機関は同じ割合で勝ったり、負けたりし、散在している両機関のメンバーは両者と取引や争いを行う。それとも、闘うことを避けるか、もしくは単に数度の小競り合いの後に、防止策を講じない限り、このような闘いが継続的に生じることを悟るかもしれない。いずれの場合も、この二つの機関は頻発する犠牲の大きい無駄な闘いを回避するために、相異なる裁定に達した事件を平和裏に解決することに、たぶん互いの役員を通じて同意する。両機関は、それぞれの裁定が食い違ったときに頼る事のできるよう、第三の判定者または裁判所を設置し、その決定に従う。こうして控訴審制度、管轄と法の競合に関する合意されたルールが出現する。異なった機関が複数活動しているといえ、そこには、これらの機関をすべてその構成要素とするような、一つの統一された連邦司法制度がある」(ibid)。

これら3つのいずれの場合にせよ、結局は一つの支配的保護協会が確立することになる<sup>2)</sup>。しかしながら、支配的保護協会が成立したとしても、それは未だ国家ではない。ノージックが言うところの国家の必要条件は、「明示的な許可を受けずに実力の行使をした者を見つけた時に、それが誰であろうとその者を処罰するために、可能な限りのこと（それをするためのコスト、実行可能性、なさねばならないもっと重要な他の仕事、等々を考慮して）をするとそれ（ある個人や組織）が宣言する」(Nozick=1994:37) ことにある。さらに支配的保護協会の下では「保護費を支払っているもののみが保護を受け…様々な程度の保護を購入する事ができる」(Nozick=1994:38)。つまり、未だ支配的保護協会が国家とならないのは以上の独占の要素とそこに属するすべての人への保護・サービスの提供が無いためである。

では、いかなる形で支配的保護協会が最小国家へと移行するのか。これに対するノージックの見解は長いので間接的に述べるに留めておこう。ノージックは支配的保護協会から最小国家は、先の見えざる手によって、かつ道徳的に導かれるという。それを説明するに欠かせないのが「手続き的権利」と「賠償原理」である。

支配的保護協会において、仮に独立人と協会に所属するメンバーの間で紛争が起こったとする。独立人は、紛争を解決する手段を茶葉占いで決め、協会のメンバーが犯人だと主張する。一方、協

会のメンバーは正当な理由により独立人が犯人だ主張する。このとき支配的保護協会は「すべての人に対して協会のメンバーに信頼性がないか不公正な手続きを適用することを禁止する」(Nozick=1994:162)。

しかし、この禁止自体は他者に対して故意に支配的保護協会が権利を主張しているのではなく、「実際に欠陥のある手続きをクライエントに適用することを、誰に対しても禁止する」ということを主張するのである(Nozick=1994:171)。

ただし、この禁止の前提是「人は、他人が信頼性がないかまたは不公正な正義の手続きを自分に適用しようとする場合には、正当防衛としてこれに抵抗する事ができる」(Nozick=1994:161)そこになければならない。

さらに、この支配的保護協会の「禁止」は手続きのみでなく、行為自体が危険であるものも禁止される。すなわち、支配的保護協会の中にいるものすべてに対して、その行為が危険な場合（ノージックはロシアンルーレットを趣味にする人を例にあげている）、その行為は禁止される。他方、その行為自体が広く行われ、人々の生活に重要な役割を与えているものを、禁止する場合にはノージックによれば「賠償原理」が適応されるという。

今、仮に我々の社会を想定してみる。私達の生活は地域差があるものの自動車にかなりの恩恵を受けている。ノージックはこの自動車を例に「癲癇患者」の運転の禁止を例にあげ、「他人に害を及ぼす可能性のあるに過ぎない行為を禁止されることによって、差別的不利益を受けたものは、他人に安全を提供するために押し付けられたこの差別的不利益につき、賠償しなければならない」(Nozick=1994:129)という。この賠償は行為自体が危険である可能性のあるもの（癲癇患者の運転）もそうであるが、先に述べた個人間での紛争による独立人の採決の禁止にも支配的保護協会は賠償を行うのである。

こうすることによって、支配的保護協会は独占と普遍的な保護・サービスの供給という二つの条件を成立させることによりノージックが言うところの最小国家となるわけである。

しかしながら、このノージックの描く最小国家には普遍的な保護・サービス供給はあっても、最大の特徴は再分配的機能はそこには含まれていない点である。それをノージックは『アナーキー・国家・ユートピア』の第二部において説明している。この点をノージックの正義の観点から次に見していくことにする。

### 3 ノージックの「正義論」

ノージックは『アナーキー・国家・ユートピア』第二部において、「最小国家は正当化されうることが可能な最も拡張的な国家である。それ以上の国家はそれがどんなものであろうと人々の権利を侵害する」(Nozick1974:149)として、最小国家以上の国家以外には人々の権利は尊重されないという。この根底には先に見た「道徳的」なおかつ「見えざる手」の過程を通して導かれるものとしての最小国家と、もう一つ述べておかなければならぬのがノージック独自の「正義論」である。

ノージックの正義論は「権原理論(The Entitlement Theory)」というものに根ざしている。この理論を具体的に、ノージックは「獲得の正義」、「移転の正義」、「匡正の正義」をあげている。すなわち、1獲得の正義に従って保有物を獲得する者は、その保有物に対する資格を持つ。2ある保有物に対する資格を持つ者から移転の正義の原理に従ってその保有物を得るものは、その保有物に対する資格を持つ。3(右の)1と2の(反復)適用の場合を除いて、保有物に対する資格を持つもの

は無い (Nozick=1994:256)。これらの正義原理に基づくならば、例えば窃盗等不正に得た保有物は、獲得の正義に従ってそれは不正とされる<sup>3)</sup>。

これらの原理からノージックが導き出すものは、ロールズや社会主義等の国家による税の配分がノージックの正義原理からいうとそれ自体不正だということである。ノージックはロールズや社会主義の配分原理は「結果状態原理」と呼び、それは配分の結果がどのような状態であるかによって判断されるものである。一方で、歴史状態原理はそれ自体が配分の結果を通じてその配分が正しいかどうかということを判断するのではなく、常に歴史状態に照らし合わせて判断するものである。この歴史状態というのは、「その配分がどのようにして成立したかに依存している」(Nozick=1994:260) ものであり、いかなる配分パターンに従わないものである。

ノージックがこの配分パターンに従わない歴史状態原理の理由としてあげるものが、ウィルト・チェンバレンというプロバスケットボールの選手の例である。今、我々が望むような配分パターン D があるとする。すべての人が平等であるかもしれないし、能力のある人が多くの富を得る事ができるかもしれない。そして、ウィルト・チェンバレンがという多くの人から人気があり、彼が出場する試合には多くの人が会場に訪れるし、プロバスケットボールチームからも必要とされている選手がいると仮定する。

「彼はあるチームとの次のような契約にサインする。ホームゲームでの各試合で、入場券1枚につきその代金の中から25セントは彼がとる…シーズンが始まり、人々は上機嫌で彼のチームの試合を見に行く。観客は入場券を買う際、毎回入場料のうち25セントを別にしてチェンバレンの名前が表示してある箱にそれを入れる。…1シーズンで1,000,000人が彼のホームゲームを見に来て、ウィルト・チェンバレンは25万ドルを手にした。…彼にはこの収入を得る資格があるだろうか？…分配 D2は不正義だろうか？」<sup>4)</sup> (Nozick=1994:272)。

無論、ノージックは D 2 は不正義ではないとする。それは人々が自分の収入のうち25セントをチェンバレンに与えるということを自発的に選択したからである。すなわち、理想的配分状況の下 (D1) で、人々の選択によって「自発的に D1 から D2 へと移行するなら、D2 もまた正義に適っている」(ibid) のである。この原理の背景には次のノージックの権限理論にあるものを述べなければならない。ノージックは「ある配分が、別の正しい配分から正当な方法によって生じるなら、その配分は正しい」(Nozick=1994:256)。なおかつ、「正しい状態から正しい方法を通して生じるものは、何であれそれ自体正しい」(ibid) というものである。つまり、人々の自発的な選択によって導き出された、配分結果はそれ自体正しいものと言えるのである。

加えて、この正義論に横たわっているものとしてノージックの「付随制約」(side constraints) という理論がある。ノージックはこの「付随制約」に権利の基礎を置き、次のようにいう。「個々人は、目的なのであって、単なる手段ではない。それゆえ個人を、同意なく、他の目的達成のために犠牲にしたり利用したりすることは許されない」(Nozick=1994:48)。まさに、これはカントの原理の反映である。この理論によってノージックは、「我々の幾人かを他の者のために犠牲にすること」(Nozick=1994:52) を正当化させず、この理念に基づき先に述べた再分配を伴う結果状態原理は強制労働と何ら変わりがなく、「付随制約」から見ても、権利を侵害しているというのである。

さらに、ノージックはカントの原理を反映させ、『アナーキー・国家・ユートピア』の第10章「ユートピアのための枠」で次のようにいう。

「ヴィトゲンシュタイン、エリザベス・ティラー、バートランド・ラッセル…あなた、あなたの両親。これらの人々の各々によって最善であるような 1 種類の生が、実際にあるだろうか。…全員

が住むべき最善の社会が1つある、という考えは、私には信じられないものに見える」(Nozick=1994:503-504)。故に、個々それぞれ異なる人々が、最善だと思う社会に存在するには、ノージックからすると国家という枠は「自由尊重主義的」でなければならないのである。つまり、国家が何か1つの最善の社会という「青写真」を掲げて、個々人を社会に束縛することは個々人の個別独立性を尊重しないことになるのである。

このようなノージックの理論に我々はどう答えられるであろうか。もし、人々が自発的に能力のある人のみが得をするように望んでおり、結果そのような分配状態は正しいと本当に言えるのであろうか。そこで、次節において以上のようなノージック理論を本当に、それは道徳的であり、社会福祉は国家が行う必要性はないといえるのかということを考察していくことにしよう。

#### 4 社会福祉の観点から見たノージックの最小国家論の検討

こうしたノージックの理論に対し、川本は、ノージックの理論自体が「決してレーガン政権の“小さな政府”路線を正当化しようとしたものではないし、いわゆる現代アメリカの『新保守主義』とも一線を画している…ノージックの思想は、『国家』の名のもとに幾多の迫害=権利剥奪をこうむってきたユダヤ人の政治哲学の伝統…につなげて読む必要がある」<sup>5)</sup>(川本：1986, 159)と指摘し、さらに、「ノージックの権利論から引き出されるべき教訓は、その名に値する権利が『権利のインフレ政策』の対象となるものではなく、集合的利益に対抗しうる尊厳と確固とした道徳的基礎をもたねばならないこと…福祉国家の中で連帯および友愛の絆が見えにくくなっていること」(川本:2005, 170)をノージックが指摘していることを述べている。

こうしたことを裏付けるものとしてノーッジクは以下の様に言う。

最小国家は、

「我々を、個人としての諸権利をもちこのことから生じる尊厳を伴う人格として扱う。我々の権利を尊重することで我々を尊敬をもって扱うことによって、それは我々が、個人としてまたは自分の選ぶ人々とともに、同じ尊厳をもつ他の個人達の自発的な協力を援助されて、自分の生を選び、(自分のできる限り) 自分の目的と自分自身について抱く観念とを実現してゆくこと、を可能にしてくれる」。

ここで、ノージックが言わんとする所は、その理論が完備で無いとしても<sup>6)</sup>、国家が必要以上の事を行えば、我々の権利を保障するどころか、逆に侵害することになるということである。この意味でまさにノージックはロック的所有論を復活させ、各個人の財産権の保障を中心とし、それを國家の役割として焦点化させたのである。

確かに、川本が指摘する様に、国家が存在することによって、逆に我々の権利を侵害するどころか、我々の協調性をも剥奪してしまう可能性はある。加えて、ノージックの描く最小国家は、見える手の過程の中で、再分配が行われる可能性があり<sup>7)</sup>、それを経て、最終的には再分配を必要としなくなる国家が最小国家を基礎とした、ユートピアなのである。つまり、国家が何らかの形で社会福祉を行うことは、逆に官僚や政府の権力の拡大を招く恐れのあることをノージックは懸念し、最小国家という国家論を描く事でそれに対抗したということができよう。

しかしながら、社会福祉はあくまでも、富の再分配を否定することはできないものである。何なら、ノーッジクのように最終的に最小国家によって人々の友愛が深まり、慈善でそれを行ったとしても、どのくらいの寄付金が集まるか分からないであろうし、どのように配分するかも人によっ

て異なるという問題はなお残る。また、すべての人々が道徳的に善であり、友愛に満ちているという前提がなければ、慈善のみに頼るというのはある種の危険性が残るであろう。

こうした問題に答えるべくノージックの理論に相対するのが、1970年代に一斉を風靡したノージックも批判しているJ・ロールズの『正義論』であろう。ロールズの理論 자체はここでは間接に述べるにするが<sup>8)</sup>、彼が主張するのは再分配の肯定であり、社会の基本構造-権利と義務の役割-を定式化している所に特徴がある。また、正義論の中での原理は1:各人は平等な自由を有する権利を持つ。2:経済的不平等は最も恵まれない人々の便益が最大化されるときにのみ認められる。3公正な機会均等の原理という3つの原理から成り立っている。

ノージック自身もこの『正義論』について『アナーキー・国家・ユートピア』、第7章「配分的正義」(Nozick=1994:306-381)で扱っている。ノージックが批判としている国家における再分配機能は、上記でも述べたようにそれが福祉という名のもとに再分配を強制しているからであると述べたが、その根拠としては「自己所有権テーゼ」と言われるものがある。

これは「『各人は自身の身体と能力の道徳的に正当な所有者であるがゆえに、ほかの人々を侵害しないかぎりにおいて、その能力を自分の好きなように用いる（道徳的な）自由がある』」(橋本:2005, 19)というものである。さらに、ノージックはこの立場に基づき「機会の平等」を拒否する。すなわち、各人が有するであろう才能や能力あるいは資産はその人の物であるゆえに、各人はそれを自由に扱う権利があるのである。

ノージックはこの「自己所有権テーゼ」に基づき、自分の体は自分のものであり、よって自分の体を通じて生産された財、能力によって獲得した富は自分のものであり、その使い道は各人に委ねられているというものであった。

しかしながら、ノージックの自己所有権テーゼには根拠が無いという指摘がある。それは自分の体は自分のものであるがゆえに、その体を通じて生産された財は自分のものであるという命題は、ただ単に自分の作ったものにしたいという信念だというものであること(立岩:1997)。加えて、「仮に自己所有権を自明の前提としても、それで正当化できるのは、せいぜい身体→労働までであり、労働対象物の労働以前の帰属、さらにはそれを労働によって自分自身のものにできる範囲は、当然には明らかにならない」(中島:2000, 71)からである。

つまり、ノージックは自己所有権テーゼに関しては身体から労働そして所有という一連の流れを説明しきれてはいないのである。加えて、ノージックは「運」を道徳的なものとして考慮していない。この「運」についてロールズは以下のようにいう。

「われわれは、社会における初期の出発点となる位置を占めるに値しないように、生まれつきの資質の分配におけるわれわれの位置を占めるに値しないのである。われわれの能力を開花させるための努力を可能にする優れた性格をわれわれがうけるに値するということもまた、疑わしい。というのは、そのような性格は、相當に、われわれが何の功績主張することができない幼年期における幸運な家族とか社会的諸環境に依存しているからである」(Rwals=1979:79)。

さらに、トマスは道徳的判断としての運の問題についての中で、「考察すべき第三のものは、環境における運である。…われわれがなすように要求されること、われわれが直面する道徳的試練は、われわれの統制化にない諸要因によって決定されている、ということは重要である。ある人物に関して、彼は難局に遭遇すれば臆病に、あるいは英雄的に振舞うであろう、しかしそういう状況に巡り会わなければ、勇名を馳せる機会も名譽を汚す機会もなく、彼の道徳的行状録は異なったものになるであろう、ということは真である」(Thomas=1989:54)と述べている。

このように、人格やそれに携わる環境的な運を考慮に入れるならば、もはやノージックの権原理論を受け入れるわけにはいかないであろう。なぜならその人の身体や能力はその人のものだという「自己所有権テーゼ」は先に検討したごとく、その繋がりは無い。むしろ、環境的な運という要因を考慮するならば、ロールズの言うように、我々の能力そのものも「共通資産」とみなすことができよう。つまり、能力そのもの、そこから派生する財が共通資産であるならば、何らかの事故や障害で不運な環境に陥った者に対して財を配分することは必然になるのである。

加えて、ノージックがロールズの正義論を『受けての正義』と批判するならば (Nozick=1994:283)，ノージックの正義論はあくまでも「所有できる側、才能を開花できる側」の正義なのであり、能力を生かして獲得できる者の正義なのであるということができる。よって、ノージックの理論においては不運な者については考慮されていないということができるよう。

このような点から見れば「ノジック的支配的組織の権限の正当性の根拠は…権利の有無に関わる権利のそもそもその根拠それ自体が『白紙委任』されることにならなければならない。これは…個人がともかくも『委ねた』ことに正当性の根拠が求められていることを意味する。…個人はなぜ委ねるのか…支配的組織力が『力』を持っているからである。すなわち…ノジックにおいては彼自身の否定にも拘らず『力』が『正義』であった」(小田:1988, 37) という指摘も妥当であろう。

さらに、社会的分配を国家が行うか否かについてはノージックが指摘しているように、国家にはある種の強制権が含まれるものだとすると、分配の主体は国家ということになる<sup>9)</sup>。ただし、国家が財の再分配を行うとしても、国家には先の川本の指摘のように、各人の人権を侵害する、あるいは福祉国家が友愛の絆を薄めるという逆機能もあることは疑いない。

そのような意味で立岩は「分配する最小国家」をあげ、国家の役割自身を社会福祉一般ではなく、分配のみを行うと制限をしている(立岩:2004)。加えて、国家が再分配機能を行えば、各人の権利を侵害することになるという事自体は実証されてはいない。むしろ「運」・「不運」によって、偶発的に障害者として生まれてきた者や貧困層にとっては、慈善によって多く分配されるか、少なく分配されるか分からない機構よりは-これも運・不運であろう-確実に分配される機構を望むのではないだろうか。同時に社会福祉分野においては国家に社会福祉機能を持たせるにあたっての逆機能、さらには逆機能となる要因を今後、分析していく必要があるであろう。

## まとめ

以上、著者はノージックの理論における考察を試みた。ノージックの問題点は「自己所有権テーゼ」に関する繋がりが説明されていないこと。「自己所有権テーゼ」からの個の尊重の中に、「運」という要素が考慮されていないために、結果的には「能力のある者の正義」となってしまっていること。そして、国家が再分配機能を行ったとしても、それは川本が指摘するような人権侵害に至る実証は無いことを指摘した。

しかしながら、最後に述べたように国家が社会福祉機能のどの部分を担い、どの部分を担わなくてよいのかは今後、検討していく必要がある。さらに、たとえ、立岩のいう「分配する最小国家」を位置づけたとしても、現在国家が担っている社会福祉制度の部分はどこが行い、行ったとしてなんらかの危険性は無いのかを分析していくことを今後の課題としたい<sup>10)</sup>。

## 注

- 1) リバタリアニズムを定義付ける事はその論者によって強調する点が異なるので困難であるが、リバタリアニズムの共通点をまとめたものとしてはアスキュー・ディヴィッド(1994)がある。
- 2) このノージックの支配的保護協会に移行する3つの例が考慮に値するすべてだとは言い切れないと述べているものに（若林, 1990）がある。
- 3) ただし、川本の言うように、この3つの原理についてノージックは具体的な説明は何もしていないという論もある。ゆえに、ここでは文献からの引用のみに留めておく（川本, 1990）。
- 4) このノージックの論理展開の矛盾は先の我々が望んで想定される分配パターン D.1 が何であっても構わないとノージックは述べているのだが、D1をなんでも良しとしてしまうと、例えばロールズの様な格差原理を置いたとすると、そこにはすでに国家により配分された財があることになる。例え、結果として財がウイルト・チェンバレンにいったとしても、またウイルト・チェンバレンに与えられた莫大な財は国家によって徴収されることになる。つまり、ここでは財が人々によって「何に使われたか」によって、その状態が正しい原理になるということしか述べていないのである。つまり、ノージックが述べる「誰もが理想とするような分配構造 D.1」を想定してしまったことで理論的に自己矛盾に陥ることになるのである。

しかも、たとえ D1 から人々の自由意志によってチェンバレンの試合の券を購入することになり、チェンバレンに莫大な財産が手に入るとしても、D 1 を平等原理や格差原理を想定していれば、結果的にチェンバレンの財は国家によって徴収されるわけだから、結果的に D 1 がそのまま継続されることになり、いつまでたっても D2 になることはないであろう。

このウェルト・チェンバレンの例をコーベンは「この取引がくつがえすのは最初のパターンであって、それを司る原理ではない。すなわち、他の原理と結合して、正しいないし正当な保有物の理論総体を形成するとされる原理ではないからである」（コーベン, 2005, 32）と指摘している。

- 5) このことについては、左近も「ノージックの意図がどこにあったにしろ、結果として拡大国家の道徳的不正性を明らかにし、個の尊厳を謳歌したことは國家の側からの制約条件が無制限に拡大する傾向を示す現代において、少なからぬ意味を持つ」と述べている（左近, 1995, 52）。
- 6) ノージックの理論について J・グレイは「ノージックによる国家の導出は、以下の三つの理由から失敗に終わっている。まず第一に、見えざる手のプロセスは、権利の譲渡を正当化する契約上の合意を構成したり生じさせたりはしない。第二に、そのような権利についてのノージック自身の説明では、権利が譲渡不可能とされており、原則的にいっても、契約上の合意によって譲渡できないものとされている。そして第三に、『アナーキー・国家・ユートピア』ではいかなる人権理論の概略さえも描かれてはいないので、ノージックは否応なしに矛盾した自然状態、狭く捉えられた合理的経済行為者が、自らの利己主義的決定を通じて国家を生じさせると考えられるようにならなければならない」（=Gray:2001, 60）と述べている。
- 7) ノージックが再分配を単に否定しているわけではない。なぜなら、「過去の不正義が大きいのでそれを匡正するために短期的により拡張的な国家が必要になることはある」と述べているからである。同様の指摘は（川本 :1990）。
- 8) ロールズの『正義論』についての詳細は（重泉 :2000）で述べている。
- 9) この必然についてはコーベンは「左翼の結論は、人々には自己所有権に伴う自分自身の諸力がないということ、ならびに、条件の平等…が保障されるよう、天分に恵まれた人々に対して、彼

- らが他者に危害を加えないだけではなく、他者を援助するよう仕向けるために、強制力が適用されてもよい」(=Choen:2005, 98)と述べている。
- 10) 国家以外に NPO や市民団体が担うとして、その危険性を指摘したものに(新川:2005)がある。

## 参考文献

- アスキー・デイビット(1994)「リバタリアニズム研究序説(一)」、『法学論叢』135(6), 45-64.
- アスキー・デイビット(1995)「リバタリアニズム研究所説(二)・完」、『法学論叢』137(2), 90-114.
- アマルティア・セン(2000)『自由と経済開発』日本経済新聞社
- 橋本勉(2005)「自己所有権型リバタリアニズムの批判的検討」、『リバタリアニズムと法理論 法哲学年報2004』有斐閣、18-29
- Gerald Allan Cohen, *Self-Ownership, Freedom, And Equality*, Cambridge University Press, 1995(=松井暁・中村宗之訳(2005)『自己所有権・自由・平等』青木書店。
- 稻葉振一郎(1996)「メタ・ユートピアの構図-ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』再読」、『情況. 第二期』7(8), 30-44.
- John Gray (1989), *Liberalisms: Essays in Political Philosophy*, Routledge (=山本貴之訳(2001)『自由主義論』ミネルヴァ書房)
- Jhon Rawls (1971), *A Theory Of Justice*, the President and Fellows of Harvard College, (=矢島鈞次監訳(1979)『正義論』紀伊国屋書店).
- 川本隆史(1986)「ロバート・ノージック 哲学的説明」『現代思想』14(4)(青土社), 158-164.
- 川本隆史(1990)「第5章 国家はなぜ、どこまで必要なものなのか」藤原保信・千葉眞編『政治思想の現在』早稲田大学出版部, 149-186.
- 久保田実生(2003)「ロールズとノージック-社会正義と自然資産の分配をめぐって-」『哲学』39, 117-130.
- Locke Jhon, 1963, *Two Treatises of Government, a critical edition with an introduction and apparatus criticus by Peter Laslett*, Cambridge at the University press (=宮川透訳(1980)『統治論』, 大槻春彦編集『世界の名著32ロック ヒューム』中央公論社, 193-394)
- 正村公宏(2000)『福祉国家から福祉社会へ』筑摩書房.
- 松井二郎(2002)「社会福祉再編期における社会福祉理論の課題」、阿部志朗・右田紀久恵・宮田和明他『戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望 II 思想と理論』(ドメス出版), 159-217
- 森村進(2005)『自由はどこまで可能か-リバタリアニズム入門』講談社現代新書.
- 中島徹(2000)「市場と自己決定上-憲法学における自覚なきリバタリアニズム-」、『法律時報』(日本評論社)72-5, 69-74.
- Nagel Thomas, *Mortal Questions*, Cambridge University Press, 1979(=永井均訳(1989)『コウモリであるとはどのようなことか』勁草書房).
- 小田健(1988)「自由主義と政治権力-ノジックの『最小国家』」、『天理大学学報』157, 21-42.
- Robert Nozick., 1974, *ANARCHY, STATE, ANDUTOPIA*, Basic Books, (=島津格訳(1994)『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社)
- 左近毅(1995)『リバタリアニズムと「自由主義」をめぐる論争』、『社会思想史研究』19, 45-53.
- 重泉敏聖(2000)「社会福祉哲学の理論的基盤の探求-J・ロールズとノージックを中心にして」、北

星学園大学文学研究科2000年度修士論文

- 菅野淳(2001)「米国における『リバタリアニズム』についての一考察」,『専修法研論集』28, 1-48.  
立岩真也(1997)『私的所有論』,勁草書房.  
立岩真也(2000a)「遠離・遭遇 介助について1」,『現代思想』28-4, 青土社, 155-179  
立岩真也(2004)『自由の平等-簡単で別な姿の世界』岩波新書.  
富永健一(2001)『社会変動の中の福祉国家-家族の失敗と国家の新しい機能-』, 中公新書.  
若林威郎(1990)「正当な国家の可能性-R・ノージックの最小国家論について」,『早稲田法学会誌』  
40, 155-205

# 人間のための福祉支援実践論研究序説

－生活主義に基づく支援実践論の系譜－

八 卷 正 治

**【要旨】**本小論は、生活主義的支援觀に基づくまなざしを、教育支援と福祉支援との連関性において述べている。生活主義的支援觀は、固有なる一人ひとりの在り方に即した支援理念、すなわち利用当事者を主軸としたまなざしを内包しているがゆえに、インクルーシヴ社会構築のために求められるべき支援理念である。

キーワード 生活主義的支援觀 デューイ インクルーシヴ支援実践

本小論は、「生活が陶冶する」といった表現に簡明化されるところの、生活主義（経験主義）的支援觀に基づく福祉支援実践論について、それを学習支援実践論との関連で論じようとするものである。

論者はこれまでいくつかの拙論において、インクルーシヴ社会構築に求められる支援実践論を論究してきた。[註1] そうした中で、生活主義に基づく支援論こそがインクルーシヴ支援論構築のための必須条件である、との論を展開してきた。[註2] つまりは、これに対置するところの系統主義的支援論ではなく、生活主義に基づく支援論の構築こそが必要である、との視点である。なぜなら系統主義的支援觀は、強固なる能力主義の視点を内包するがゆえに、人間の様相を限定された機能的諸能力を以てとらえようとする視点（弱点）を、そこに内包せざるを得ないからである。その結果として、分離・隔離・格差といった様相を、そこから導き出さざるを得ないのである。これに対して生活主義的支援觀は、何よりも生活者個々人が有する認識系統や、固有の在り方を重要視しようとする。その結果として、表面的・機能的な能力ではなく、さまざまな状態を内包する一人ひとりが、その在り方を尊重されつつ、集団・地域・社会において位置づくことが可能となるのである。

そこで本小論では、生活主義的支援觀の系譜を概観しつつ、インクルーシヴ福祉支援論への実践基底を論究してみたいと考える。

## 北海道家庭学校

北海道紋別郡遠軽町に「留岡」という地名がある。そこに児童自立支援施設である北海道家庭学校がある。北海道家庭学校は、わが国の社会福祉実践の歩みを代表する人物の一人である留岡幸助（1864～1934）によって、1914年（大正3年）に設立された「感化院」（現・児童自立支援施設）である。「留岡」という地名の由来はここにある。

東京巣鴨に家庭学校を創設した留岡が、やがて、あえて厳寒の地に教護を必要とする少年たちの

---

所属 弘前学院大学社会福祉学部

ための福祉支援施設を設立しようと考えたのは、何よりそこに厳しい自然環境を求めたからであった。すなわち、厳しい自然環境こそが、こうした少年たちを陶冶するのだ、と留岡は考えたのである。[註3]

北海道家庭学校は、何よりも厳しい自然環境による側面効果を、その特徴としている。すなわち厳しい自然環境や、敷地面積430ヘクタールという、広大な敷地内で展開される動植物の飼育や栽培、さらには農作物の耕作・生産活動を媒介とするところの生活陶冶であり、教育農場である。北海道家庭学校は他の同種施設にみられるように、敷地内を堀で囲ったりはしない。加えてこの厳しい自然環境と、広大な敷地内に点在する七つの寮において、職員の家族が少年たちと生活を共有することを通して、激しく傷つき疲れ、弱り果てている少年たちの心の翼を元気づけ、悲しみに満ちた少年たちの瞳を再び輝かせようとしているのである。少年たちは、そうした環境の中で、自分たちと生活を共にしている支援職員たちから、日常生活に関する支援と共に学習支援を受け、さらに、酪農・そ菜・園芸・果樹・土木・木工・板金・山林、等のさまざまな生産活動に勤しむ。支援職員は、時には教師であり、生産活動の技術指導者であり、そして少年たちの親代わりでもある。職員の家族共々が、文字どおり24時間の勤務態勢で少年たちと生活を共有している。

窃盗、傷害、ドラッグ等の、さまざまな逸脱行動の結果として、止むなく北海道家庭学校へとやって来た少年たちは、日常生活を通して牛の世話をしながらミルクを絞り、広大な山林へ分け入って伐採をし、作物を育て、味噌・醤油等を自分たちの手で実際に製造する中で、人間として学ぶことの真の意味を次第に会得してゆく。土木工事を行ない、校内を美しい草花で満たし、その手入れに勤しむ。少年たちは自分たちが使う教室の椅子を作り、家屋の修理も行ない、用水場も、給水パイプさえも通す。つまりは、生きた学習（実学）を日々の生活のなかで実体験するのである。北海道家庭学校のモットーのひとつに「流感悟道」がある。これこそが生活主義的支援観の基底であり、北海道家庭学校がしばしばペスタロッチ教育の具現化と称されるゆえんでもある。

キリスト教精神を基（もとい）として設立された北海道家庭学校には「森のチャペル」と呼ばれる木造の礼拝堂がある。1919年に造られたこの礼拝堂の講壇の上壁には『難有』と書かれた額が掲げられている。人が生きる過程にとっては難儀のあることがありがたいのだ、留岡はそう考え、このモットーは家庭学校の校訓となっている。また前庭には、創設者である留岡幸助の銅像が設置されているが、その台座には『一路到白頭』の文字が刻まれている。これは、留岡が念願叶って訪れたアメリカのエルマイラ感化監獄のブロックウェー典獄が留岡に語った「This one thing I do.」を留岡が自分流に意訳して座右銘としたものである。「われ、この一事を為すなり」のごとく、まさに一つのことを懸命に為し続けているうちに、気がついてみたらいつの間にか頭が白くなっていたというのである。まさに福祉支援実践・事業の極みといったものを、ここに見るかのようである。

### 生活主義的支援論の系譜

さて、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、世界的規模で新教育運動が展開された。その発端となつたのがイギリスのアボッツホームの新学校（1889年）に始まる田園教育舎系の新教育運動であり、それらの一連の学校に共通していたのは、作業ないしは労働（労作）教育の重視であった。さらにそれを学習理論として積極的、かつ本質的に位置づけたのが、米国の教育学者ジョン・デューイ（Dewey,J. 1859～1952）であった。さらには、総合技術教育論を展開したソビエトのクルスピカヤ（Krupskaya,N.K. 1869～1939）や、作業学校論を展開したドイツのケルシェンシュタイナー（Kerschensteiner,G. 1854～1932）らも同様の視点を有していた。

この新教育運動は、児童生徒たちを知的学習を主軸とする受動的学习から、個性や自発性、自由な創造、あるいは芸術・体育活動といった側面を重視しようとする方向性を有していた。すなわち児童中心主義的学習観である。新教育運動の中で大きな役割を果たしたモンテッソーリ (Montessori,M. 1870～1952) やドクロリー (Decroly,O. 1871～1932) も、こうした一連の新教育運動の思潮の流れのなかに位置づいている。

いっぽう、わが国における近代学校教育制度の起点は、1872年（明治5年）の「学制」にある。その後、1879年（明治12年）の「教育令」、翌年の「改正教育令」、そして1886年（明治19年）の「帝国大学令」「小学校令」「中学校令」「師範学校令」等の公布により、国体主義の立場による近代学校制度の確立をみるとことになった。また教授理論については、明治20年代初期より、それまでのペスタロッチによる開発主義教授理論から、ヘルバート主義教授理論が急速、かつ強力にとり入れられるようになり、それによって公教育における教授システムの定形化が図られることになった。これは何よりも、ヘルバート (Herbart,J.F.1776～1841) の教育学説が、当時さかんであった德育重視の世論を背景として、1890年（明治23年）に発布された「教育勅語」における忠孝倫理を効果的に教授するのに有効であると考えられたからである。

大正期に入ると、自由主義教育思想のもとで多彩な教育運動が展開された。その頃わが国に導入・紹介された教育論がモンテッソーリによるモンテッソーリ法、キルパトリックによるプロジェクト・メソッド、ケルシェンシュタイナーによる労作教育論、ドクロリーによるドクロリー法などであった。この大正自由教育思想は、その後の昭和ファッショズムの前にあえなく挫折してしまうといった、ある種のひ弱さを内包していたとはいえ、後述するように、そこにおいて展開された教育実践論はインクルーシブ支援実践論をとらえるうえで、きわめて示唆に富むものであった。

新教育思想は明治期後半から続々とわが国に紹介されるに至った。それらが最も盛んとなったのが、前述した大正期であった。大正デモクラシーの影響もあり、大正期は自由主義教育思想が華々しく展開された時期であった。そこでは労作教育の思想、モンテッソーリ法、芸術教育思想、等が取り入れられ、またアボットホームの新学校（英）、ロッシュの学校（仏）、デューイスクール（米）等と同様、わが国でも新学校が続出した。それらは、明石師範付属小に続き、児童中心主義を唱えた西山哲次の帝国小（明治45年）、河野清丸の自動主義教育で知られた豊明小（大正3年）、個性教育を提唱しダルトン・プランの中心となった沢柳政太郎の成城小（大正6年）、木下竹次の合科学習で著名な奈良女高師付小（大正8年）、手塚岸衛の自由教育で知られた千葉師範付小（大正8年）、その他、羽仁もと子の自由学園（大正10年）、赤井米吉の明星学園（大正13年）、野口援太郎の児童の村小（大正13年）、北沢種一の労作教育で知られたお茶の水女師小（大正14年）、小原國芳の全人教育で知られた玉川学園（昭和8年）等である。

ところで、第二次大戦後のわが国の教育改革において『第一次米国教育使節団』（1946年3月来日）が果たした役割は非常に重要であった。その報告書（Report of the United States Education to Japan, 1946）には次のような一節がみられる。「良いカリキュラムというものは、単に一群の知識をそれ自体のために分与する目的で作られるべきものではない。それは生徒の興味から出発しなければならず、生徒たちがその意味を理解できる内容を通して、彼らの興味をさらに拡大し豊かにするものでなければならない。」[註4] そしてこの報告書を基調としたかたちで教育基本法、および学校教育法が1947年（昭和22年）4月から施行をみるとことになった。

この米国教育使節団報告書全体の文調は、「為すことによって学ぶ（Learning by doing）」を根底とするデューイの教育思想、すなわち児童中心主義に基づく経験主義学習観にその基本理念をお

くものであった。[註5]

デューイは1896年に「中心統合の理論」で知られるパークー (Parker,F.W. 1849～1926) らの協力を得て、シカゴ大学に「実験学校」(Laboratory School) を設立した。この学校、すなわちデューイ・スクールは1903年まで続き、児童中心主義の教育理念をもって、その実践が展開された。デューイは教育においては子どもの活動を呼び起こし、これを助長し組織化していくことが重要と考え、その為に仕事 (occupation) を重視した（これは具体的には、工作・料理・裁縫・織物といった作業を意味する）。デューイはこの学校での三ヵ年にわたる実践結果を報告したが、それが『学校と社会 (School and Society, 1899年)』である。「学習は生活することをとおして、また生活することとの関連においておこなわれる。…学校は子どもが実際に生活する場所であり、子どもがそれをたのしみとし、またそれ自体のための意義をみいだすような生活体験をあたえる場所であることが最もものぞましいというべきであろう。」デューイはこのように述べている。[註6] こうしたデューイの経験主義教育思想を基底として、戦後のわが国における新教育がスタートした。

さて、デューイの教育思想は、既に触れた新教育運動のなかにおいても明確に位置づけることができる。すなわち、前述したドクロリーやモンテッソーリもデューイの影響を受け、またデューイの弟子であるキルパトリック (Kilpatrick,W.H. 1871～1952) も「プロジェクト法」(1918年) を提唱し、児童生徒の自発活動や経験を重視する新教育運動の理論と方向性を示した。この理論は、やがて問題解決学習法 (Problem solving method) として新教育運動のなかで重要な位置を占めることになった。またモンテッソーリの下で学んだパークースト (Parkhurst,H. 1887～1959) は、児童の尊重、経験の重視、自発的活動の重視、といった特色をもつダルトン・プラン (Dalton Plan, 1922年) を提唱したが、これが後にイギリスのインフォーマル・エデュケーション (Informal education) の流れと結んだかたちで発展したアメリカのオープン・エデュケーション (Open education) につながっていった。「壁の無い教室」と称される、こうした学習システム、すなわちチーム・ティーチング、ノングレード・システム、個別学習等は、今日わが国の多くの養護学校の学習体系において、ごく普通に見られる形態である。

ところで、わが国にダルトン・プランを広く紹介したのが、沢柳政太郎 (1865～1927) の創設による成城小学校の教師であった赤井米吉 (1887～1974) であった。成城小学校は「個性尊重の教育」「自然と親しむ教育」「心情の教育」「科学研究を基とする教育」等をモットーとした大正自由主義教育を代表する児童中心主義教育の実験校としての性格を有していた。赤井はその後、成城小学校の主事であった小原國芳（後に玉川学園を創設）と対立し、成城を去って明星学園を創設したが、この赤井と同時期に成城小学校の教師として働き、かつこの赤井を慕っていたのが、1932年（昭和7年）に開校された、わが国最初の肢体不自由児校である東京市立光明学校（後の東京都立光明養護学校）の初代校長・結城捨次郎 (1890～1939) であった。結城はそれゆえ、当然のことながら成城小学校において大正新教育運動の影響を受けた。そのため、開校当時の東京市立光明学校の教育綱領には〔①即個性の教育 ②性能の発見と伸長 ③体験の教育 ④実用の教育 ⑤円満なる情操教育 ⑥自律労作教育〕といった表現が見られる。またクリスチヤンでもあった結城は、教職員に対する「児童教養上の信条」として〔①子供も神の子 ②子供第一 ③叱るより褒めよ ④短所を言はず長所を伸ばせ ⑤児童疲労の考慮〕を掲げた。つまりは、永らく「特殊教育学校」と称されてきた特別支援学校の理念や、その方法は決して「特殊」なものではなく、すぐれて質の高い教育理念を有していたのである。そうした点に注視すべきである。[註7]

以上、デューイ～モンテッソーリ～パークースト～赤井米吉～結城捨次郎、といった、問題解決

主義学習を基底とした経験主義的学習観、つまりは生活主義的学習観の一連の系譜が、通常学校と特別支援学校において、ここで見事に統合化され、鮮明化されるのである。インクルーシブ支援論を考えるうえで、ここがきわめて注視すべき点である。

ところで、1941年（昭和16年）の「国民学校令」に代表される皇国民錬成教育観に基づく戦時下の教育が、敗戦により完全消滅をした後に、既に述べた「戦後の新教育」がスタートすることになった。戦後の新教育運動は、新設された社会科を中心として、生活主義に基づく問題解決学習が盛んに展開された。しかし1950年（昭和25年）に勃発した朝鮮戦争（韓国動乱）を契機としたかたちで始まったアメリカの対日占領政策の変更とも相俟って、早くも昭和20年代後半より急速に変化を見せ始め（これは俗に「逆コース化現象」と称される）、1958年（昭和33年）の特設道德の新設、および同年の学習指導要領の文部省告示システムの導入とによって、戦後の新教育運動はほぼ完全に頓挫するに至った。その後、わが国の教育界は経験（生活）主義学習観に代わり、文部省（現・文科省）主導型による「どの子にも等しい学習系統が存在する」を強調しようとする系統主義学習観をベースとして展開されるに至った。その結果、今日の学校教育は知的学力の重視によるところの「輪切り・選別・序列主義教育」に陥ってしまったのである。

系統主義学習観は教授内容の系統性を重視するあまり、児童生徒一人ひとりに固有なる学習の系統性が存在する、とする経験主義学習観の基本的立場を軽視し、結果として、そこから能力主義・画一注入主義的教育観を生み出すに至った。そしてそこにおいては、当然のことながら教科学習獲得能力の低い児童生徒は選別され、序列化されざるを得なくなってしまった。一方、経験主義学習観の立場は、何よりも一人ひとりの児童生徒に固有の学習系統が存在する、との論理を有する。これは決して系統性・科学性を軽視しようとするのではなく、基礎学力は一人ひとりの児童生徒によってその必要度が異なる、ということを前提とする。ゆえに、インクルーシブ学習支援論の構築のためには経験（生活）主義学習観こそが目ざされるべき学習支援論である。

以上、わが国の学校教育が、今後とも系統主義学習観にその基底をおき続ける限り、そこからインクルーシブ学習支援論の構築がなされることはないのである。

### 生活主義に基づく福祉実践

次に、生活主義的支援観を福祉支援実践における系譜との関連で述べてみたい。わが国の肢体不自由児教育界に先駆的役割を果たした代表的な人物としては、整形外科医の高木憲次（1888～1963）と、わが国最初の肢体不自由児施設である「柏学園」（1921年開設）を創設した柏倉松蔵（1882～1964）とを挙げることができる。体操教師であった柏倉が教育機関を設立する目的をもって柏学園を創設したのに対し、高木は医療と教育とを同時に行なう「療育施設」（当時の言葉では「教療所」）の必要性を訴え続け、やがて開設されたのが「整肢療護園」（1942年開設）という肢体不自由児施設であった。つまりは、わが国にはこうした二つのタイプの肢体不自由児施設ができたことになる。そしてこのスタイルは現在もなお肢体不自由児養護学校の設置形態において継続している。

さて、これに対して知的制約児の場合は、居住型（生活型）福祉施設における実践が教育実践をリードしてきたと言って良い。その理由は、知的制約児教育の場合には、教科型やリハビリテーション型よりも「生活を通しての学習」が中心となるからである。周知のように生活教育論を展開した人物としてはペスタロッチ（Pestalozzi, J. H. 1746～1824）を挙げることができる。ペスタロッチにおけるノイホーフでの貧民学校やシュタットツでの戦災孤児院での実践にみられる作業教育論や生活教育論などは、経験主義学習観を考えるうえで重要な視点を提示している。

いっぽう、わが国において生活主義に基づく支援実践を展開した人物としては、前述した留岡幸助（1864～1934）、および一時期はそこで生活した児童生徒の数が実に1,200名を超えたことすらもあった岡山孤児院を創設した石井十次（1865～1914）、さらには日本で最初の知的制約児施設である滝乃川学園を創設した石井亮一（1867～1937）らを挙げることができる。

こうした中で、戦後の施設支援実践における優れた実践者としては、近江学園を創設した糸賀一雄（1914～1968）を挙げることができる。わが国における知的制約児施設の草分け的存在である近江学園（1946年11月開設）は、糸賀を初代園長としてインクルーシヴ福祉支援実践を展開した。すなわち近江学園は、当初、要養護児童と知的制約児とが併存していたため、必然的にインクルーシヴ福祉支援実践に取り組まねばならなかったのである。その内容は北海道家庭学校と同様に、生活学習・作業学習・学科学習であり、それらを統合したかたちでの生産教育であった。さらに職員も、子どもたちと寝食を共にしながらの生活と教育との一体化を目指した。これについて、糸賀は次のように述べている。（糸賀 1965:60～61）[註8]

趣意書は、ここで近江学園を二部制にすることをうたい、第一部を戦災孤児、生活困窮児の部門として池田君が担当し、第二部を精神薄弱児の部門として田村君が担当することにして、定員を第一部60人、第二部50人計110人ときめていた。この第一部と第二部を同じ学園の中にもつということに対しては、各方面からいろいろな議論のあることと思われたが、われわれはこれを当初から積極的な意味でとり上げていた。…昭和23年4月、滋賀県立県営に移管されたときには、養護施設兼精神薄弱児施設となつたわけである。環境の問題児と知能の問題児との提携、それはおしひろげて考えれば、社会の本来のあるべき姿だとしたのである。

この文章でも明らかなように、実に糸賀は、敗戦後の混乱期であり、福祉支援実践の萌芽期でもあったこの時代において、すでに優れたインクルーシヴ支援実践論のまなざしを、その視野に入れていたのであった。

さて、糸賀と共に近江学園の創設に関わり、優れた実践を重ねた田村一二（1909～1995）は『せんざいには塩がいる』と称したユニークなインクルージョン論を展開した。田村はその後、自らの実践思想をさらに発展させた実践媒体として「茗荷村」づくりを行なった。[註9] これは隔離思想によるところのコロニー的発想ではなく、すべての者を対象とした生活共同体としてのインクルーシヴなコミュニティづくりであった。その実践は、現在もなお継続・発展を重ねながら展開がなされている。さらには池田太郎（1908～1987）も、わが国におけるグループホームの先駆けともなった信楽学園において、知的制約者が地域社会で位置づくことを目ざした優れた実践活動を展開した。このように、糸賀一雄、田村一二、池田太郎らの実践家たちは、その卓越した実践理念、および実践力をもって、生活主義に基づく福祉支援実践を展開したのである。

ところで、こうした生活主義に基づく福祉支援実践の系譜の中において、近藤益雄（1907～1964）が果たした役割を見のがすことはできないであろう。近藤は「生活綴り方教育実践」で優れた実践を為した人物として広く知られていたが、1950年に小学校の校長職を二年あまりで退き、新たに別の小学校において知的制約児のための特別学級（みどり組）を創設し、その担任となった。その三年後、知的制約児の生活支援実践の場として「のぎく寮」（1962年に「のぎく学園」と改称。次いで「のぎく園」と改称）を設立し、生活と教育との一体化をもって実践に取り組んだ。さらには近藤益雄の次男である近藤原理は、「のぎく学園」（1979年に閉園）から分かれて設立された「共同生

「活の家・なづな園」(1962~2000年)において、主として農作業による生産活動を通して知的制約者と生活を共にして歩んできた。この「なづな園」は、「のぎく学園」と同じく、法的な認可型施設ではなく、あくまでも個人契約による任意生活ホームであった点が特徴である。

以上、インクルーシブ学習構築にとって重要な要素である生活主義学習観の重要性について、それを教育実践論、および福祉実践論の両側面より、その系譜を述べてみた。

### 整理・展望

本小論では、生活主義的支援観について、それを教育支援と福祉支援との連関のなかで述べてきた。そこで明らかになった点は、以下の3点である。

第一は、生活主義的支援観に基づく教育支援や福祉支援は、共に利用当事者が抱える生活に根ざし、そこから生起する諸問題について、利用当事者への個別性を重視しつつ改善を図る、といった特徴を有している点。

第二には、大正自由教育や戦後の新教育運動、さらには初期の近江学園で展開されたように、生活主義的支援観のまなざしは、教育支援、および福祉支援に共通した価値・知識・技術をそこに内包している、といった点。

第三には、生活主義的支援観はインクルーシブ社会構築の基底として位置づくべき支援観として有効である、といった点。

さて、「ケースワーカーの母」と称されるM.E.リッチモンド(Mary E.Richmond 1861~1928)は、その代表的著書である『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』において、ヘレン・ケラー(Keller,Helen 1880~1968)のチューターであったサリバン女史(Sullivan,A.M 1866~1936)による、ヘレンに対する支援実践内容を高く評価し、その特徴について以下のように述べている。  
(リッチモンド 1991:5~14) [註10]

第1は、サリヴァン女史が養育をまかされたヘレンの心を開くのにケラー農園の動物たちを活用した点であり、第2は、家族構成員全部をその過程に参加させた点であり、第3は、地域の行事をたくみに考慮を入れた点であり、第4は、自然が果たす役割について彼女が認識していた点である。

「ソーシャル・ケース・ワークは人間と社会環境との間を個別に、意識的に調整することを通してパーソナリティを発達させる諸過程からなり立っている。」(リッチモンド 1991:57)との有名な定義づけを行ったリッチモンドは、それゆえサリバン女史の支援理念・内容・方法論を高く評価するに至ったのである。すなわちそれは、本小論で述べてきた生活主義的支援観を意味している。さらに、デューイの経験主義的教育思想は、1950年代にソーシャル・ケースワーカーにおける問題解決的アプローチを提唱したペールマン(Perlman,H.H)にも大きな影響を及ぼしている。(久保1985:133、戸塚 2005:36) [註11]

あるべき教育支援観を構築するうえで、児童中心主義か教師主導型か、問題解決主義(経験主義)か系統主義か、さらには自由主義か規律(管理)主義か、といった議論が、これまで際限なく繰り返されてきた。また、既述したように、米国によってその導入が図られた経験主義的教育観による戦後の新教育運動も、朝鮮戦争勃発に伴う米国の対日占領政策の変更に伴って「逆コース化」を余儀なくされ、さらには学力低下への懸念を示す、「はいざり回る経験主義」との批判のもとで、あえなく頓挫してしまったごとく、時代背景や政治的要請に応じて、その都度、支援理念・内容・方

法のバランスシートが変動してきた。そのことを米国を例に取り、述べてみたい。

戦後の米国における教育改革の先鞭を付けたのは、1960年に出版されたJ.S. ブルーナーによる『教育の過程』であった。この本は、1957年の、いわゆる「スパートニック・ショック」を契機として、1959年秋に「全米科学アカデミー」によって全米の叡智を結集して開催されたウツ・ホール会議の報告書をベースとしてまとめられた書物である。しかし、ウツ・ホール会議の試みによつても事柄の解決はそう簡単ではなく、ベトナム戦線の拡大化とも相まって、米国教育界の混乱は深刻化していった。そうした状況下で登場したのが、1970年に出版されたC.E. シルバーマンによる『教室の危機』であった。自己実現へのプロセスを提示したA.H. マズローによる『人間性の最高価値』が出版されたのも、ちょうどこの頃である。『脱学校の社会』で知られたI. イリイチ、あるいはJ. ホルトやJ.I. グッドラード、さらには『クオリティ・スクール』で著名なW. グラッサーなども、この系譜に属している。その結果、「オープンスクール」「フリースクール」「ストリートスクール」「オールタナティヴ・スクール」等々の実践も活発化していった。

さて、良きにしろ悪しきにせよ米国の影響を強く受けたわが国の教育界も、「後追い」傾向の中で、今やまさにカオス（混沌）の世界に迷い込んでしまったかの感がする。その結果、かつては地域のシンボルであった学校が、今では不埒（ふらち）な部外者による侵入からのガードが求められるに至り、もはやコミュニティ・センターとしての機能や役割を果たし得なくなってしまった。いっぽう、それはソーシャルワーク論においても然りである。そこに、さまざまな実践モデルが生起してきた背景要因がある。そうした中で、「リッチモンドに還れ！」とのスローガン・メッセージが、しばしば発せられてきた。つまり、それは価値・知識・技術といったソーシャルワーク論における「自己決定を尊重した、利用者主軸の実践モデル」であり、「社会環境と個々人との有機的なつながりにおける、限りなき自己実現への支援」のまなざしを意味している。これは、ジャーメイン（Germain, C.）に代表される生態学的ソーシャルワーク（Ecological Social Work）の視点とも連動している。

教育支援も福祉支援も、同じ対人支援活動であるといった共通項がそこに存在しているにもかかわらず、学問体系の細分化に伴い、これまで互いの学問的な積み上げに対する相互検証作業が熱心であったとは言い難い。しかし本小論でも述べてきたように、特別支援教育分野では広く知られているサリバン女史の取り組みや、戦後新教育運動におけるデューイの教育理論等は教育学における基礎理論として明確に位置づいている。しかしあが国の場合、こうした教育学における理論的・実践的な積み上げの成果を、これまでソーシャルワーク理論構築のために充分に活用してきたとは言い難いのである。私はそのように認識している。

最後に、生活主義的支援観にもとづくインクルーシブな社会を構築するためには、何よりその前提として、人間を表面的（外的）な能力を以て価値づけようとする「価値愛」ではなく、その存在そのものに対して絶対的な価値を見いだそうとするところの「絶対愛」に立脚した人間理解が必要とされる。さらには、個々人の相違性や特性を相互受容し合ったうえでの穏健なる社会変革をも巻き込んだホリスティック（holistic）な社会形成こそが重要、かつ必要不可欠なるまなざしなのである。以上、これをもって本小論の結語としたい。

### [註]

【註1】 これについては、例えば以下の拙論において論究した。

八巻正治『インクルーシヴ社会形成要因に関する考察 アオテアロア/ニュージーランドとの比較による分析一』(梅花女子大学文学部紀要 第33号 梅花女子大学 1999年)

八巻正治『インクルーシヴ支援実践論研究 アオテアロア/ニュージーランドの高等教育機関における機能制約学生への支援サービスについて』(ニュージーランド研究 第10巻 ニュージーランド学会 2003年)

八巻正治『インクルーシヴ福祉支援実践論研究【I】－コンシューマー・コントロールへの系譜－』(弘前学院大学大学院・社会福祉学研究科 社会福祉学研究 第2号 弘前学院大学 2007年)

【註2】これについては、以下の拙論において論究した。

八巻正治『インクルーシヴ支援実践論研究－動的相対主義教育思想に基づく分析一』「北海道社会福祉研究・第24号」北海道社会福祉学会 2003年

【註3】留岡は「自然の妙味と人の教育」との題目で書かれた文章の中で、自然による生活陶冶に加えて、少年たちの逃走を防ぐ意味からも、豊かな自然環境の必要性を説いている。すなわち、人里離れた厳しい周辺環境の他に、山女魚釣りや乗馬等へ熱中することが少年たちの逃走を防ぐ役割を果たすのである、と述べている。

牧野虎次編「留岡幸助君古稀記念集」大空社 1987年 85頁（なお、本書は復刻版であり、原本の出版は1933年）

【註4】(『Report of the United States Education Mission to Japan submitted the Supreme Commander for Allied Powers, 1946』) 村井実訳『アメリカ教育使節団報告書』講談社1979年 34頁

【註5】デューイ研究者として著名であった森昭は、デューイの思想を次のように簡明に述べている。

「彼の哲学は人間中心的自然主義であり、人間的自然すなわち人間性を中心とした社会哲学である。」上田薰等編「森昭著作集・2 経験主義の教育原理」黎明書房 1978年 68頁

【註6】(Dewey,J.『The School and Society, revised edition』) デューイ：宮原誠一訳『学校と社会』岩波書店 1979年 47頁

【註7】『東京市立光明学校概要・第1号』1932年11月1日発刊

【註8】糸賀一雄『この子らを世の光に』柏樹社 1965年

さらには田村一二も、こうした形態（田村はこれを「雑然混在教育」と称した）について、次のように述べている。

「浮浪児の中には、あいくちを持ったり、入れずみをしたり、盗み癖の激しい子もいる。そんな子どもたちと一緒に暮らすことによってね、人間の善とか悪とかいうものは、いったいどういうことなのかな。また、そういうものを超えた、もう一つのたくましさというか、命の燃焼というか、そういういた何かを、彼らから教えてもらったような気がします。だから浮浪児たちを受け入れたということは、精薄児たちにも何かのプラスがあったろうし、浮浪児たちも精薄児から何かの影響を受

けたでしょうし、先程言いましたように、職員自身がこれらの子どもたちから鍛えられていたので、それが、近江学園の教育を薄っぺらなものにしなかったんやないかと思いますな。とにもかくにも、何十年続いてきてですね、そしてある種の人間らしさ、数とか文字とかでは表せんような人間のぶ厚さ、いくら入れずみしとっても、いくら盗みを働いても、どんなに知恵が遅れとっても、なおかつ、生々しく人間と人間が生き合っているといったような、ぬくさと厚み、そんな教育が近江学園に持ち込まれたのも、おそらくは、精薄児と共に浮浪児たちをも、はねのけることなく受け入れたというところにその源があったんやないでしょうか。」(田村一二「ちえおくれと歩む男」柏樹社 1974年 86~87頁)

〔註9〕これに関しては、田村一二による『茗荷村見聞記』(北大路書房 1971年)、『ぜんざいには塩がいる』(柏樹社 1980年)、『賢者モ来タリテ遊ブベシ』(日本放送出版協会 1984年)に詳しい。

〔註10〕これについては、次の文献が参考となる。

アン・サリバン(横恭子訳)「ヘレン・ケラーはどう教育されたか 一サリバン先生の記録」明治図書 1995年

〔註11〕パールマン,H 「ソーシャル・ケースワークにおける問題解決モデル」(ロバート W. ロバル他 久保絢章訳「ソーシャル・ケースワークの理論」川島書店 1985年 133頁)

戸塚法子「問題解決アプローチ」(久保絢章・副田あけみ編「ソーシャルワークの実践モデル」川島書店 2005年 36頁)

# 1990年代以降における日本の福祉レジームの変容

伊 藤 新一郎

## I 研究の目的

1990年代以降、日本の社会経済構造を取り巻く環境は大きく変化し、政府は戦後モデルからの転換として、「市場志向」の新たな経済社会像を目指した。社会経済構造が変化し、新たな経済社会像が志向されるなかで、福祉レジームも大きく変容し、1980年代までの日本型福祉社会は解体・再編された。その動向と特質は、公的セクター (=福祉国家) のみならず、「市場」や「家族」といったセクター間の役割・機能分担と、それを規定する社会的・経済的条件の変化であり、1980年代以前とは異なる「レジームチェンジ」といえよう。

本研究では、1990年代のバブル崩壊以降、社会経済構造の転換と新たな経済社会像のもとで、福祉<sup>(1)</sup>の生産・と分配における「福祉国家」「市場」「家族」にみられた変化を、日本の福祉レジームの変容 (=動態) と捉え、その特質 (=静態) を明らかにする。

## II 先行研究

1990年代以降の日本の福祉レジームに関する先行研究には、平岡（2005）、駒村（2004）、大沢（2004）、新川（2000）など<sup>(2)</sup>があり、本研究に重要な示唆を提供するが、分析対象が「福祉国家」<sup>(3)</sup>に焦点化される傾向がある。一方、より包括的に日本の福祉レジームを考察しているのがEsping-Andersenの「福祉レジーム論」である。Esping-Andersen（1990=2001）によれば、1980年代までの日本の福祉レジームの特徴として、①企業福祉の発達、②家族主義、③職域別の社会保険制度、④福祉国家の役割が小規模、という4点をあげている（「ハイブリッドモデル」としての日本）。Esping-Andersenの先行研究は、「福祉国家」「市場」「家族」という3つの観点から日本を考察している点で示唆的であるが、バブル崩壊以降の日本については詳細な考察をしていない。Esping-Andersen（1999=2000）は、1990年代以降の日本の福祉レジームにおいては、「残余的な福祉国家」が見直しを迫られることになると述べていたが、本稿ではその点も含めて考察する。

本研究では、1990年代とくにバブル崩壊以降の時期について、「公的セクター（福祉国家）への偏重」をすることなく、「市場」「家族」の視点も含めて日本の福祉レジームを考察し、その変容と特質を捉え、先行研究における空白を埋め、新たな知見の提供を試みるための第一歩としたい。

## III 研究の視点

本研究では、1990年代以降における日本の福祉レジームを考察し、その変容と特質を明らかにするため、以下の2つの視点からアプローチする。

---

所属 北星学園大学大学院博士後期課程

第1に、1990年代以降における日本の福祉レジームの変容について、「工業社会からポスト工業社会への移行」<sup>(4)</sup>という構造的变化の脈絡の中で捉えることである。このことにより、先進諸国および日本における「福祉国家の多様化」や、「福祉国家から福祉レジームへ」という变化の前提となるマクロの社会経済構造の転換の特徴を捉えることができる。

第2に、1990年代以降における日本の福祉の生産・分配に関する変容を、「福祉レジーム」概念を用いて考察することである。この概念は、Esping-Andersen の「福祉レジーム論」の中核であり、「福祉の生産と供給について、福祉国家・市場・家族の間に配分される総合的なあり方」<sup>(5)</sup>である。主要なセクターとして「福祉国家」「労働市場」「家族」を設定している意図は、公的セクター(= 福祉国家)に焦点化した分析では、それ以外のセクターにより生産・分配される福祉について十分な説明がされないという問題意識に由来している<sup>(6)</sup>。この概念を援用することにより、福祉の生産と分配に関わるセクター間の関係について、包括的に考察することができる。

#### IV 戦後工業社会と日本の特徴

まずは、「工業社会」についてみていこう。「工業社会」とは、高度経済成長期に出現した社会のであり、その特徴として「フォーディズム」と呼ばれる戦後成長体制をあげることができる。「フォーディズム」が工業社会を特徴づける理由は、それが社会経済構造の総体としての性格をもつからである。ここでは、レギュラシオン理論<sup>(7)</sup>を参照しつつ、フォーディズムについて概観し、工業社会の特徴を整理しよう。

レギュラシオン理論によれば、フォーディズム」とは、「経済・社会総体のマクロ的編成原理であり、ある特定の蓄積体制や発展様式をあらわす概念」<sup>(8)</sup>である。レギュラシオン理論では、フォーディズムの完成は戦後と理解されており、「戦後の先進資本主義国に広く普及し支配的になった「大量生産－大量消費」に基づいた20世紀の資本主義を特徴づける内包的蓄積体制」といえよう。「フォーディズム」のもとでは、「大量生産－大量消費」という生産と消費の変化が起こり、大量の賃労働者と大衆消費社会が出現すると同時に、労働者の中流化も進行した。

以上のような、戦後に形成された「フォーディズム」を基礎とした工業社会は、1970年代初頭まで先進諸国に共通していたが、その特徴を要約すれば次のようになる。第1にフォーディズムを基盤とした世界的な高度経済成長期であった、第2に労働力の商品化と中流化が進み、大衆消費社会が出現した、第3に性別役割分業による核家族モデルが一般化した、第4に新たな社会連帯の象徴として西欧に典型的な福祉国家が登場した、という4点に集約できよう。

また、工業社会型福祉レジームの特徴は、第1に西欧に典型的な福祉国家が発展した、第2に福祉国家の存立基盤として、労働市場と家族が安定していた、第3に福祉国家に加え、労働市場と家族も重要な役割を果たした、第4に福祉国家のリスク管理は主に保険論に立脚していた、という4点であろう。

つぎに、工業社会における日本の展開と特徴をみていこう。戦後日本は敗戦後の復興からスタートしたが、日本の場合、先進諸国における工業社会の特徴を有していたものの、その独自性も指摘できる。工業社会における日本の特徴は、第1にフォーディズムは展開されたが、「企業社会」という独自性がみられた、第2に企業社会では「企業主義」<sup>(9)</sup>に基づく社会統合が図られた、第3に性別役割分業による家族モデルが一般化され、家族も企業社会に統合された、第4に西欧式福祉国家は発展せず、国家は経済第一主義に特化した、という4点であろう。

さらに、工業社会における日本の福祉レジームの特徴は次の4点に整理できる。第1に福祉国家は量的・質的に未成熟であった、第2に西欧における福祉国家の役割は企業が雇用保障や企業福祉によって代替した（企業主義）、第3に企業中心の福祉レジームは高度成長と労働市場・家族の安定に支えられた、第4に福祉国家の脆弱性は家族によっても補完された（家族主義）。

## V ポスト工業社会への移行と日本の独自性

先進諸国における高度成長期にあたる工業社会は、1970年代半ば以降、大きな「危機」に直面し変容を遂げていくが、それは「戦後モデルの終焉」と同時に「工業社会からポスト工業社会への移行」であった。1970年代の2度のオイルショックを通じて、世界的高度成長が終わりを告げ、工業社会は「危機」を迎え低成長時代へと移行した。高度成長の終焉は不況とインフレの並存であるスタグフレーションとして現れ、日本では1970年代後半には解消される一方、他の先進諸国では長期化し、1980年代初頭から半ば頃まで続いた。

レギュラシオン理論によれば、工業社会の危機とは蓄積体制としてのフォーディズムの危機と位置づけられる。しかもその「危機」は、1930年代型の需要危機（過少消費危機）ではなく、供給危機（収益性危機）であり、そのなかでも利潤圧縮危機（分配危機）である以上に生産性危機（労働編成危機）であった<sup>(10)</sup>。

以上のように、「フォーディズムの危機＝工業社会の危機」に直面した先進諸国では、「ポスト工業社会」へと移行していくが、その特徴は次の4点である。第1にポスト・フォーディズムと低成長への移行、第2に社会の二極化の進行、第3に労働市場の流動化・不安定化、第4に性別役割分業の揺らぎ、第5に福祉国家の多様化、である。また、ポスト工業社会にみられる福祉レジームの変容は、第1に福祉国家の多様化、第2に福祉国家の存立構造の揺らぎ、第3に企業や家族のリスク管理機能の低下、第4に保険論に基づく社会連帯の揺らぎ、という4点に整理できよう。

つぎに、この時期における日本の特徴を整理しよう。1970年初頭以降においても、日本は先進諸国とは異なる独自の軌道を描いた。第1に「企業主義」の持続が良好な経済パフォーマンス、第2に産業構造の高度化、第3に性別役割分業による安定した家族の維持、第4に労働市場における長期の安定雇用の維持、第5に企業主義に基づく工業社会的な蓄積体制の持続、第6に反福祉国家的な日本型福祉社会の形成、という6点である。

以上のような日本にみられた独自の展開は、バブル経済の崩壊以降、大きく変容していく。日本のポスト工業社会への移行は、産業構造はもとより、社会構造や蓄積体制、福祉レジームのすべてにおいて、バブル経済崩壊後の1990年代以降に本格化したといえよう。

1990年代以降、とくに1990年代半ば以降に政府によって志向されたのは、「市場」をキー概念としつつ、あらゆる分野の規制緩和を促進し、競争原理を働かせることで効率性を高め、個人の自立を前提とした経済社会である。そのため、政府の役割は最小限に止めることができましく、民間活力を最大限に活用できるよう環境整備を行うことが主要な役割であるとされた。

ポスト工業社会における日本の特徴を要約するならば、第1に企業主義が限界に直面し、蓄積体制としてネオ・フォーディズム<sup>(11)</sup>的な展開が顕著となった、第2に労働市場と家族は不安定化した、第3に少子高齢化が急速に進行した、第4に新たな経済社会像の基軸として「市場」が台頭した、という4点をあげることができよう。

## VI 福祉国家の多様化と福祉レジーム

「福祉国家の危機」以降、「収斂から多様化へ」という動向に対応した新たなパラダイムとして登場したのが、Esping-Andersen の福祉レジーム論であった。この理論は、先進諸国における多様化を説明するため、「福祉国家から福祉レジームへ」という研究上のパラダイム転換を図り、「ポスト工業社会への移行」に対応したものといえよう。福祉レジーム論の中心概念である「福祉レジーム」とは、「福祉が生産され、それが（福祉）国家・市場・家族の間に配分される総合的なあり方」である。いわば、福祉の生産と分配に関する3つのセクター間の役割分担の特徴を示すと同時に、公的な福祉制度に関する概念ではなく、問題とされるのはレジーム内における各セクターの構成であり、より包括的に福祉の生産と分配について考察することを可能にする。Esping-Andersen は、「脱商品化」「階層化」「脱家族化」という共通の指標から、先進諸国のスコアを測定し、「自由主義レジーム」「保守主義レジーム」「社会民主主義レジーム」という典型的な3つの理念型モデルを提示し、後に新たなモデルとして「オセアニアモデル」「地中海モデル」という2つを追加している。この類型化は、レギュレーション理論における「アフター・フォーディズム」<sup>(12)</sup>の4つのモデルとほぼ対応関係にあるといってよい。経済社会体制と福祉の生産分配には密接な相互連関がみられ、それを考察する際には、福祉レジームという視点とポスト工業社会への移行という構造的変化の脈絡から捉えることが有効であることを示すものである。「福祉レジーム」概念でさらに重要なことは、3つのセクターはリスク管理を考える上で異なる原理を代表し、国家は強制力と権利性の原理、市場は金銭による交換の原理、家族は互恵性の原理であり、これらは等価交換ができないことである<sup>(13)</sup>。

「福祉国家の危機」以降における「福祉国家の多様化」に關係して、次の5点を指摘できる。第1に「危機」以降、反福祉国家を求める新保守主義が英米を中心に台頭した、第2にポスト工業社会における福祉国家研究のパラダイムとして、「福祉レジーム論」が登場した、第3に「福祉レジーム」概念は福祉国家・市場・家族から構成され、公的福祉制度について分析するものではない、第4に福祉レジーム論の理念型モデルは、レギュレーション理論における「アフター・フォーディズム」の類型との対応関係がみられる、第5に福祉レジーム概念はリスク管理のモデルでもある。

ポスト工業社会で起こりつつある変容は、「福祉レジーム」の視点からみた場合、リスク管理モデルを構成するセクター間の大きな変化に基づいている。労働市場と家族の不安定化は福祉国家の再編を迫り、理念としての社会連帯が揺らぎ、社会保険が機能不全になりつつある。「工業社会型のリスク管理」は危機に直面し、ポスト工業社会型のリスク管理では、新保守主義的思考が存在感を増すなか、「リスクの共同管理」という根本的な思考が薄れてきている。社会連帯の基盤であった「社会全体」あるいは「リスクの集合化」という考え方方が弱まり、「社会の脱・統合化」が進み、リスクは個人化され、リスクを減少させるために個人は積極的に他者との「差異化を図る」ことを求められる<sup>(14)</sup>。

斎藤純一（2001）によれば、「社会の脱・統合化」とは、「排除」の論理が台頭してきていることを示しており、それは単なる経済的不平等や社会的格差の拡大とは異なる現象であり、統合された不可分の社会における格差の拡大というよりも「社会的空間の分断」として捉えられる。リスクの個人化では、能動性と自己統治に基づき、自己責任のもとでの行為主体としてのあり方が求められるようになり、自らを「人的資本」とし続けることができない者は排除されていく。

ここで、ポスト工業社会におけるリスクとその管理の変容をまとめたならば、第1にリスク管理の主体の1つである福祉国家の危機は、「社会連帯の危機＝社会保険の危機」である、第2にポスト工業社会では保険原理が機能する条件が失われた、第3にポスト工業社会では社会の二極化により、

「社会の脱・統合化」や「リスクの個人化」という兆候がみられる、第4に失業や排除といった現象は固定化される傾向がみられ、保険原理では対応できないという4点であろう。

## VII 日本の福祉レジームの変容

1990年代以降における日本の福祉レジームがどのように変容したかについて、その動向と特質をリスク管理の変容にもふれながら整理すると次のようなことがいえる。

①福祉レジームを構成する福祉国家では、「福祉の市場化」が進行した。福祉国家は福祉サービスの供給主体としての役割を低下させ、その規模は小さく残余主義的な性格が保持・強化された。同時に、「自己選択」の強調や「受益者負担の強化」が社会福祉制度・社会保険制度の改革のなかで実行された。これは、福祉国家のリスク管理における「保険原理の限界」や対象範囲の限定化を伴う「リスクの脱・統合化」、リスク管理を個人の自己責任において図る「リスクの個人化」の傾向が強まっていることを示しており、福祉サービス・年金・生活保護などに具体例がみられる。福祉国家は「市場志向」を強めていくなかで、不平等や格差の是正に積極的な役割を果たしていない。福祉国家の規模という点では、日本は高度成長期から「小さな政府」であったが、1990年代以降における福祉国家の変容は、「質的」な変貌が大きいと思われる。それは「市場」を最大限活用することにより、福祉国家の負担を抑制し、福祉国家による福祉の生産と分配が市場原理への傾倒を強め、そのようなシステムを広く浸透させようとする政策理念が、福祉国家の福祉機能を侵食しているといえよう。

②続いて福祉レジームを構成する第2の主体である「(労働) 市場」をみていく。労働市場では「二極化」が急速に進行し、労働者の選別化と競争が先鋭化しているが、1990年代以降の日本の展開をまとめるならば、第1に第3次産業に従事する労働者の増加が顕著である、第2に終身雇用や年功賃金システムの対象者が減少し、有期雇用や成果主義賃金・年俸制への移行がみられる、第3に非正規雇用が増加し、特に若年者や女性で顕著に現れている、第4に企業福祉の規模の縮小と対象者が減少した<sup>(15)</sup>、の4点であろう。企業の福祉機能は、その範囲・規模ともに大幅に低下したが、その内容は①正規労働者の減少という安定雇用そのものの縮小、②賃金システムの能力主義化による労働者生活の不安定化、③非正規労働者の増加による企業福祉の対象者の縮小、④正規労働者に対する企業福祉の縮小、という4つの側面がある。1990年代以降では、企業福祉を享受できる者は、勝ち続ける一部の労働者だけになりつつあり、企業福祉は「特権化」している。労働者は、「進化し続ける自己資本」として常にエンプロイヤビリティを証明し、他者と「積極的な差異化」を図る「能動性」を持続させなければ、安定雇用と企業福祉を享受することは困難になってきている。

③最後に福祉レジームを構成する第3の主体である「家族」についてである。家族は伝統的に福祉の生産を担い、リスク管理における重要な役割を果たしてきたが、家族モデルの変化や企業の福祉機能の低下により福祉機能は大きく低下している。家族の変化は未婚化や晩婚化とも密接な関係にあり、今日では三世代家族はきわめて少数であり、男女間の性別役割分業も揺らいでいる。今日における変化としては、家族形態における核家族の一般化、単独世帯や高齢者世帯の増加にみられる家族規模の縮小化、女性のライフスタイルの変化、親子関係や扶養意識・価値観の変化、などがあげられる。このような変化は、1980年代までの日本に強固にみられた「家族主義」の崩壊を示すものである。家族は伝統的にリスク管理における主要なセクターと

して福祉機能を果たしてきたが、高度成長とささやかな福祉国家の拡大期でも重要性に変化はなかった。1990年代以降における、性別役割分業意識や老親との同居率の低下、女性の労働力化、家族の小規模化、などは日本型福祉社会が前提としていた家族モデルと周辺環境の大きな変化を意味し、家族は介護や育児等の期待されてきた福祉機能を果たすこととは困難になった。

以上から、1990年代以降にみられた日本の福祉レジームの変容は次の5点に整理することができる。第1に福祉国家におけるキー概念は「市場」であり、「福祉の市場化」が進行し、福祉国家による「保険原理」のリスク管理は有効に機能していない、第2に福祉国家における「リスクの脱・統合化」や「リスクの個人化」といった現象は、社会福祉制度や社会保険制度の改革のなかで具体的に確認できる、第3に所得の不平等化や貧困の増加に対して、福祉国家は有効な福祉機能を果たしておらず、「統合」ではなく過度の自立の強調による「排除」の傾向が強まっている、第4に非正規雇用の増加により、企業の福祉機能は縮小し、給与システムの能力給への転換が進み、労働市場もリスク管理機能を低下させたことで、労働者は安定雇用と企業福祉に預かるために「自己資本化」と「能動性」を継続的に求められている、第5に家族主義が機能する条件が失われ、家族の福祉提供によるリスク管理機能も低下した。

## VII 結論

本研究では、「ポスト工業社会への移行」「福祉レジーム」という2つの視点から、1990年代以降における日本の福祉レジームの変容を考察してきたが、結論は次の3点である。

①1990年代以降の日本の福祉レジームにおける「福祉国家」の進んだ方向性についてである。

Esping-Andersen が日本の1990年代以降について指摘した点は、「企業福祉の危機」「家族主義の危機」「福祉国家の見直し」であり、福祉国家の残余主義を放棄せざるを得なくなることは間違いないと述べている。1990年代以降の日本の福祉レジームでは、企業と家族の福祉機能は低下したが、「残余的な福祉国家の見直し」は行なわれず、福祉国家における残余主義が保持されつつ市場原理が導入されたところに特徴があり、「福祉の市場化」はその具体例である。

②1990年代以降における日本の福祉レジームの変容は、「福祉国家」のみにととまらず、より全体的な「レジームチェンジ」であり、「市場指向型福祉レジーム」への転換が進みつつある。

日本の福祉レジームにおける「市場（原理）の台頭」は、「福祉国家」だけではなく、「労働市場」や「家族」にもあてはまる。福祉レジームにおける「市場の台頭」は、「福祉の市場化」に止まらず、「福祉レジームの市場化」として、「福祉の市場化」とは異なる次元で捉える必要がある。1990年代以降、市場原理の浸透は、「労働市場の競争市場としての純化」や「家族（生活）の市場依存度の高まり」といった点でもみられ、「福祉の市場化」を越えて「福祉レジームの市場化」ともいべき現象が進行し、福祉の生産と分配における各セクターの独自性が薄れつつある。

③1990年代以降における日本の福祉レジームにみられる「レジームチェンジ」は、日本に関する従来型の国際的位置づけとは異なる。Esping-Andersen (1990=2001) は、日本を「自由主義レジームと保守主義レジームの混合型」と位置づけた。1990年代以降の日本の福祉レジームでは、「混合型」という特徴を保持しながらも、「保守主義レジーム」的な側面が薄れ、「自由主義レジーム」との共通性を強めている。日本の福祉国家における残余主義は、1980年代が「企業と家族」によって支えられていたならば、1990年代以降は「市場」によって補完されている

と捉えることができ、日本の福祉レジームは、アメリカに代表される自由主義レジームへ接近しつつあるといえよう。

(注)

- (1) 本稿における「福祉」とは、「個人・集団が、社会生活上で直面する生活問題を解決することを目的とする、フォーマル及びインフォーマルな諸活動の総体」という意味で用いる。「フォーマルな諸活動」とは、年金・医療・介護・労働等の社会保険制度および狭義の社会福祉制度が対象とする各種給付・サービス・対人援助等をさす。「インフォーマルな諸活動」とは、地域等の地縁関係・家族等の血縁関係・非営利組織や町内会等の住民組織などが行う、相互扶助的性格を伴った諸行為をさす。
- (2) これらの先行研究は、実質的な分析対象が「理念」「政策」「制度」といったものであり、その意味で「福祉国家の活動」への焦点化が顕著であり、偏重がみられる。
- (3) ここでいう「福祉国家」とは、国民の生活保障を行うことを意図して、福祉の生産と分配における一部分の役割を引き受ける、「公的セクター=政府」という意味で使用している。福祉レジームを構成するセクターの1つとして「福祉国家」という表現を使用する場合、この意味において用いる。
- (4) アメリカの社会学者であるダニエル・ベル（1973=1975）によれば、ポスト工業社会を構成する要素として、「思想」「エネルギー」「人口」「生産システム」をあげている。さらに、ポスト工業社会では、工業社会で生み出された問題（教育、福祉、医療、都市再生、環境破壊など）を解決するために、政治（哲学）と専門職業人の果たす役割が重要になると指摘している。詳細は [Daniel Bell : 1973=1975]。
- (5) [Esping-Andersen : 1999=2000]。
- (6) 「福祉レジーム」を構成するセクターとして、「非営利セクター」を含めるべきであるという主張がある。Esping-Andersen は、このような主張に対して、原則的には反対はしない意思を表明する一方で、「非営利セクター」が周辺的な役割にとどまらないとすれば、それは国家からの補助を受け、半公共的な福祉供給エージェンシーとなっているからであると指摘している。詳細は [Esping-Andersen : 1999=2000]。
- (7) レギュラシオン理論には、「蓄積体制」「調整様式」「制度的諸形態」「危機」という4つの媒介概念がある。詳細は [山田 : 1991]。
- (8) [山田 : 1991]。
- (9) 「企業主義」とは労働者の強い企業帰属を指し、戦後日本社会の体制の総括的呼称である。大企業の行動様式は中小企業の規範となり、雇用される労働者の生活に加え、社会全体をも規定し、日本社会では「企業主義的統合」が行われた。詳細は [馬場 : 1991]。なお、馬場は「会社主義」という呼称を用いているが、その意味するところは、「企業主義」と同様であるといってよい。
- (10) [山田 : 1991]。
- (11) 「ネオ・フォーディズム」とは、レギュラシオン理論における「アフター・フォーディズム」の類型の1つであり、具体的にはアメリカを指している。詳細は [山田 : 1991]。
- (12) レギュラシオン理論では、フォーディズムの危機以降の蓄積体制を「アフター・フォーディズ

- ム」と呼び、「ネオ・フォーディズム（アメリカ）」「トヨティズム（日本）」「ボルボイズム（スウェーデン）」「ハイブリッド・モデル（一部を除く西欧諸国）」4つのモデルを示している。
- (13)類似概念として「福祉ミックス」があるが、新保守主義に親和的な福祉ミックス論にみられるように、セクター間の生産する福祉量の調整により、福祉の総和が維持できるという考え方は、福祉レジーム論ではみられない。
- (14)この点については、[斎藤：2001、2004を]。
- (15)企業福祉については、[武川・佐藤：2000]。

## 文献

- ・エスピアンデルセン著/岡沢憲美・宮本太郎監訳（2001）『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房。
- ・エスピアンデルセン著/渡辺雅男・渡辺景子訳（2000）『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店。
- ・大沢真理（2004）「福祉国家とジェンダー」，大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店。
- ・駒村康平（2004）「擬似市場論-社会福祉基礎構造改革と介護保険に与えた影響-」，渋谷博史/平岡公一編著『福祉の市場化をみる眼 資本主義メカニズムとの整合性』ミネルヴァ書房。
- ・斎藤純一（2004）「社会的連帯の変容と課題」，斎藤純一編著『福祉国家/社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房。
- ・斎藤純一（2001）「社会の分断とセキュリティの再編」，『思想』No925，岩波書店。
- ・新川敏光（2000）「日本型福祉体制の変容と特質」，『現代思想』Vol 28-4.
- ・武川正吾・佐藤博樹（2000）「序論」，武川正吾・佐藤樹編『企業保障と社会保障』東京大学出版会。
- ・ダニエル・ベル著/内田忠夫他訳（1975）『脱工業社会の到来（上）（下）』ダイヤモンド社。
- ・馬場宏二（1991）「現代世界と日本会社主義」，東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』東京大学出版会。
- ・平岡公一（2005）「社会福祉と介護の制度改革と政策展開」，国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障制度改革 日本と諸外国の選択』東京大学出版会。
- ・山田銳夫（1991）『レギュレーション・アプローチ』藤原書店。

# セルフヘルプ・グループ「すみれ会」の歩みと専門職の関わり

守 村 洋

## はじめに

精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」(札幌市)は、精神衛生法時代の1970年に発足し、精神保健福祉施策に順応し、30年以上も独自のやりかたを用いて、地域に根付いた活動をし、歩み続けている。これまでの経緯は決して平坦ではなかった。天災に見舞われ、仲間を亡くし、世の中の人たちの無理解と誤解の眼差し、そして基盤に存在する精神に障害を抱えながらの生活のしづらさ等、まさに地を這うような活動を続けてきた。これらの困難を仲間と共に乗り越えてきた歩みが、現在の活動の源にある。最近では、障害者自立支援法という障害者福祉施策の改革にも搖るがずに、仲間と共に議論した結果、自分たちの力で法人格を取得し地域活動支援センターへ移行することになった。精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」は、まさに Self-help の典型的な活動<sup>1)</sup>を展開しているのである。

セルフヘルプ・グループをめぐる話題の中で常に議論となるのが、セルフヘルプ・グループと専門職との関係、望ましい関係、可能な関係はどうなっているかということである。セルフヘルプ・グループのメンバーも専門職も、援助・支援を必要とする人たちへの関わりや方法論は異なっても、その目標とするところは同じはずである。

そこで本稿では、精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」の活動を整理し、専門職との関わり、そして拙者の関わりをまとめてみる。

## I 研究の目的

本稿では、精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」の活動を、整理し記述する。さらに「すみれ会」に、これまでの専門職の関わりをふまえ、拙者の関わりをまとめ、精神障害当事者への支援の一助とすることを目的とする。

## II 研究の方法

### 1. 研究デザイン

精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」の活動を整理するにあたり、彼らの活動の原動力である「すみれ会便り」から抽出して記述することにする。さらにフィールドワークとして「すみれ会」との関わりを客観的に振り返り、拙者の関わりをまとめてみる。

### 2. 研究期間

拙者が精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」の賛助会員となり、フィールドワークをするようになった2002年度から2006年度(2006年12月末)までの5年間とする。

---

所属 札幌市立大学看護学部

### 3. 倫理的配慮

本稿の研究対象である精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」には口頭承諾を得ているが、個人が特定できないよう匿名を用いる等、加筆修正を行っている。なお、匿名を用いず実名を公開して地域生活を営んでいる、いわゆるカミングアウトしている精神障害者も近年増えてきている。彼らに対しては、その生き方を最大限に尊重し、本人の承諾を得て実名で記述する。

## III 研究の結果および考察

### 1. 精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」の概要

「すみれ会」は1970年、北海道立精神衛生センターの社会復帰学級卒業生4名が、センター職員の指導援助を受けて結成された。我が国における希少な老舗の精神障害セルフヘルプ・グループの1つである。月に1度集まり、病気のこと、仕事のこと、生活全般等好きなことを語り合える場となり、それが現在の例会へと発展する。また、「すみれ会」の活動の1つとして、「すみれ会便り」という会の機関誌の発行がある。「すみれ会便り」は設立当初から毎月1回発行し、すみれ会員相互の親睦を図り、「すみれ会」の活動を報告してきた。さらに1983年にはアパートを借り、いつでも集まり気楽に過ごせる場、北海道弁で言う「あずましい場」を確保した。1986年には共同作業所を開設し、1989年には札幌市から借りた土地に「すみれ共同作業所」を建てた。建設費用（約900万円）は、会員の中で500万円余を工面し、残りは病院廻り等をして寄付を募り、自分たちの手で獲得した資金で賄った。1994年には敷地内に「すみれ第二共同作業所」を設立した。

河野（2000b）によると、「すみれ会」の事業は次の6点にまとまられている。①作業所は、第一では段ボール加工や箱折りの仕事が、第二では炊事・家事や洋裁の練習が中心である。参加度合は各自の判断に任せられ、約100人の登録がある。②行政への働きかけは制度や暮らしの条件の改善、人権の擁護を軸に、札幌市・北海道・日本国へなされる。③啓発は家族会との連帯、新聞や雑誌への投稿、講演会への出席・発言、学習会、研修生の受け入れ等である。看護・福祉・作業療法・精神保健福祉の学生や現職の教員と保健・医療・福祉の専門家が絶え間なく学んでいる。④他団体との交流では、精神障害者の仲間とは北海道精神障害者回復者クラブ連合会（略称；道回連）、全国精神障害者団体連合会（略称；全精連）がある。また他の障害者とは、障害者の健康を守る北海道連絡協議会や共同作業所連絡会を通じての連携がある。⑤会員個々の日常に関わることでは、憩いの場の提供、合唱・スポーツ・麻雀、海水浴や1泊旅行、年金や生活の相談があり、月に1度は土曜日に発足以来の伝統の例会（食べて飲んで唄う）がもたれる。⑥年に1回のすみれ祭があり、地域の人と交流がもたれる。

本稿では河野（2000b）を参考に、①行政への働き、②啓発活動、③他団体との交流、④日常的活動、⑤会議等、⑥その他、の6点に区分し、研究期間である2002年度から2006年度までの「すみれ会便り」（No.345からNo.402までの58冊）を基に、「すみれ会」の年度毎の主な活動を、以下にまとめ整理した。さらに年度のトピックスになると思われる項目については、補足説明を付記した。

### 2. 年度毎の精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」の活動記録

#### 1) 2002年度

2002年度は、①精神障害者社会復帰施設、精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム）、精神障害者社会適応訓練事業の利用に関する相談・援助、②必要に応じて、上記の事業の斡旋、調整及び利用の要請、③精神障害者居宅生活支援事業の実施、④精神

障害者保健福祉手帳の申請受理等、⑤通院医療費公費負担に関する手続きの申請受理等、従来保健所が行ってきたことが市町村へ業務移管した年である。これらのことにより、地域生活支援の基盤をつくるのが、市町村主体の精神保健福祉活動であることを意味している。

また、日本精神神経学会による「精神分裂病」から「統合失調症」への呼称変更も、この年であった。

表1 2002年度の「すみれ会」の活動記録

	行政への働き	啓発活動	他団体との交流	日常的活動	会議等	その他
4月	札幌市・北海道挨拶	福祉系 A 専門学校見学実習、学習会（生活習慣病）	札作連定期総会、障道協幹事会、札回連三役会議、全精連理事会、札回連代表者会議	生活相談、花見（例会）	役員会、幹事会、指導員・指導員補佐ミーティング	道立精神保健福祉センター所長に挨拶
5月	第三種・四種反対集会	看護系 B 大学実習、看護系 C 専門学校見学実習、看護系 D 専門学校見学実習	道回連幹事会、札回連総会、「べてるの家」法人設立総会、グリアの郷総会、札精作連総会、DPI 実行委員会、全精連総会	生活相談	役員会、幹事会、指導員・指導員補佐ミーティング、すみれ総会	
6月	郵政局交渉	講演会講師、ヘルパー見学実習、看護系 B 大学見学実習、看護系 D 専門学校見学実習、看護系 E 専門学校見学実習、岩見沢保健所来所	全精連総会、障道協4役会議、道回連総会および研修会の打ち合わせ、室蘭家族会連合会見学、大阪地域生活支援センター見学	日帰り旅行、生活相談	役員会、幹事会、指導員・指導員補佐ミーティング、第一・第二指導員ミーティング	
7月		看護系 D 専門学校見学実習、E 専門学校見学実習、ホームヘルパー講演会講師、ボランティアスタッフ研修会講師、ディケアセンター講演会講師、むづみ会見学、教育系 F 大学見学実習	スポーツ・レク大会、第18回道回連総会及び第7回精神障害者社会参加促進研修会、障道協幹事会、DPI 常任理事会、障道協総会、障害者の日実行委員会	生活相談、海水浴	役員会、幹事会、指導員・指導員補佐ミーティング	
8月		教育系 F 大学見学実習、札幌市障害者団体懇話会出席、てくてく工房見学、福祉系 G 大学生見学実習、塩谷福祉社会講演会講師、学習会（新薬）	障道協幹事会、北家連スポーツ大会	生活相談、例会	役員会、幹事会、指導員・指導員補佐ミーティング、第一・第二指導員ミーティング	
9月		福祉系 A 専門学校見学実習、ホームヘルパー講演会講師、在宅福祉サービス協会見学、看護系 D 専門学校見学実習、フィールドチェック副都心出席、留萌講演会	全精連常任理事会、こころの健康まつり、障道協幹事会		役員会、幹事会	すみれ祭、作業所の床掃除
10月		「やさしい精神保健講座」見学実習、町田市講演会講師、八雲町講演会講師、看護系 D 専門学校見学実習、名寄市セミナー講演会講師、小樽市講演会講師、北家連セミナー、看護系 B 大学非常勤講師、岩見沢市講演会講師	ソフトボール大会、全精連東京大会、作業所マップ協力、DPI 札幌大会、DPI シンポジウム、DPI 見学ツアーや、市内某クリニック交流会	生活相談	役員会	
11月	仙台市議会議員訪問、政府交渉、北海道障害者会議出席	札家連大会出席、ホームヘルパー指導者研修会講師、ホームヘルパー指導者研修会、朗読劇披露、むづみ会講演会講師、看護系 B 大学見学実習	障道協幹事会、道回連幹事会、メンバー交流会	生活相談	役員会、幹事会、指導員・指導員補佐ミーティング	
12月	対市・対道交渉	福祉系 A 専門学校見学実習、養護学校教諭見学、七飯町講演会講師	ふれあいクリスマスの集い、グリアの郷クリスマス、障道協幹事会	忘年会	役員会、幹事会	

1月	札幌市厚生常任委員会出席、北海道障害者会議委員会出席	養護学校教諭見学、市内某精神病院家族会見学、作業療法系短期大学非常勤講師	OT 新年会、全精連常任理事会、障道協新年会、札精作連新年会	新年会、生活相談	役員会、幹事会	精神保健福祉士国家試験
2月		看護系 B 大学見学実習、福祉系 A 専門学校見学実習、ケアマネ会議出席、救急医療体制学習会出席、リハビリテーション会議出席	スポーツ監督会議	例会	役員会、幹事会	
3月	厚労省部長と面接、北海道障害者会議出席	我らが主張大会出席、精神保健福祉関係者基礎研修会参加、精神科救急医療研修会参加、ディケアセンターシンポジウム講師	スポーツ大会(バレーボール)、スポーツ大会(卓球)、障道協幹事会	生活相談、例会	役員会、幹事会	第二作業所一泊旅行、安達先生退職記念会

【付記】精神保健福祉士国家試験；欠格事項による縛りのない精神保健福祉士の国家試験に数名のすみれ会員がチャレンジした。結果、すみれ会から3名の精神保健福祉士資格者が誕生し、コンシマー・プロバイダー<sup>2)</sup>として活躍している。

## 2) 2003年度

2003年度は社会福祉基礎構造改革の一環として支援費制度が施行された。利用者本位の制度という視点から、福祉サービスの利用形態を、措置制度から契約による支援費制度に変更した。ただ支援費制度は身体および知的障害者に限局され、精神障害者には適応されなかった。

また「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（通称、医療観察法）」が7月に成立した。

表2 2003年度の「すみれ会」の活動記録

行政への働き	啓発活動	他団体との交流	日常的活動	会議等	その他
4月	看護系 B 大学実習挨拶来所	全精連常任理事会	安達先生退職記念会(4月例会)、生活相談	役員会、幹事会、指導員・指導員補佐ミーティング	
5月	北海道障害者会議	道回連幹事会、札精作連総会、北区精神保健相談員来所、全精連総会、札回連総会、障道協幹事会、ダリアの郷総会	花見、バレーボール練習試合	役員会、幹事会、すみれ総会	
6月	看護系 E 専門学校見学実習、福祉系 I 専門学校見学実習、看護系 B 大学見学実習、ホームヘルパー講座、看護系 J 大学非常勤講師	障道協総会、道回連総会および研修会の打ち合わせ	スポーツ・レクリエーション会、生活相談、日帰り旅行	役員会、幹事会	避難訓練、プロジェクトリーダーとの交流会、大井ライブ
7月	北海道障害者会議	第19回道回連総会及び第8回精神障害者社会参加促進研修会、障道協幹事会	ソフトボール練習試合、生活相談	役員会、幹事会	
8月	看護系 B 大学見学実習、ホームヘルパー見学実習、教育系 F 大学見学実習、看護系 K 短期大学学生見学、きょううされん全道大会		海水浴(7月例会)、例会、生活相談、全道精神障害回復者スポーツ大会前夜祭、全道精神障害回復者スポーツ大会	役員会、幹事会	

9月	北海道障害者会議、中央区実務担当者会議	看護系B大学見学実習、こころの健康まつり、看護系D専門学校見学実習、函館ビア来所見学	全精連常任理事会、札回連代表者会議、障道協幹事会	ソフトボール大会、生活相談	役員会、幹事会	すみれ祭、床掃除
10月	厚生労働省生活支援検討委員会、教急医療システム	就労支援ネットワーク研修会、札家連家族大会、看護系D専門学校見学実習、全家連埼玉大会、障害の日実行委員会、八雲保健所今金支所講演会、実務者研修	DPI総会及び交流会、障道協研修会、DPI研修会	一泊旅行、生活相談	役員会、幹事会	
11月	厚生労働省生活支援検討委員会、政府交渉結団式対道交渉、中央区実務担当者会議、政府交渉	福祉系G大学非常勤講師、看護系D専門学校非常勤講師、社会福祉協議会の取材を受ける、看護系B大学見学実習	全精連理事会、障道協幹事会、道回連主催相談会、札回連代表者会議、札回連主催メンバー交流会、のほほん工房取材	生活相談	役員会、幹事会	
12月	厚生労働省生活支援検討委員会、対市交渉	障害の日講師、ヘルパー養成講座講師、ホームヘルパー見学	障道協幹事会	バレー ボール練習試合、生活相談、忘年会、大掃除	役員会、幹事会	ロサンゼルス訪問
1月	札回連と市との懇談	ケアマネジメント研修会、ホームヘルパー見学	障道協幹事会、OT新年会、全精連常任理事会、札精作連新年交流会、DPI会議	新年顔合わせ、新年会、生活相談	役員会、幹事会	
2月	北海道障害者会議、政策サポーター第一回懇談会	看護系B大学見学実習、旭川ひだまり見学、ディケアセンター研修会	札回連代表者会議、障道協集会、DPI役員会	バレー ボール練習試合、生活相談、例会	役員会、幹事会	
3月	厚生労働省生活支援検討委員会、重心に対する道議会趣旨説明会、教急医療システムについての懇談	ホームヘルパー研修会(東京)、福祉系A専門学校学園見学、共和町ワークスライス前田来所見学、社会福祉協議会シンボジウム、障害の日実行委員会、岐阜市第二あけぼのの苑来所見学、留萌保健センター講演会講師		札家連スポーツ大会、例会、生活相談	役員会、幹事会	ひなまつりコンサート

【付記】プロジェクト・リターンとの交流会、ロサンゼルス訪問；前年のDPI札幌大会で親睦を深めたアメリカの精神障害者セルフヘルプ・グループ「プロジェクト・リターン」が、6月に「すみれ会」を来所した。それを受け12月に渡米し、お互いの友好を深めた。言葉によるハンディキャップは存在するが、同じ精神障害というハンディキャップを抱えるもの同士、仲間として交流している。

### 3) 2004年度

「今後の障害保健福祉施策について（中間的などりまとめ）」並びに「障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」及び「精神病床等に関する検討会」の各々の報告結果をふまえて「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が9月に掲げられ、10月には「今後の障害保健福祉施策の改革試案（グランドデザイン案）」が示された。グランドデザインは、今後の障害保健福祉施策の基本視点を、①障害保健福祉施策の総合化、②自立支援型システムへの転換、③制度の持続可能性の確保、とした。

表3 2004年度の「すみれ会」の活動記録

	行政への働き	啓発活動	他団体との交流	日常的活動	会議等	その他
4月			重心役員会、重心集会、サポートー会議、障道協幹事会	例会、生活相談	指導員・指導員補佐ミーティング、役員会、幹事会	
5月	重心街頭署名	看護系C専門学校見学実習、重心学習会、心身喪失講演会、年金学習会、看護系B大学実習、きょうされん全国大会神戸	全精連理事会、巡回連幹事会、札回連総会、DPI役員会、市サポートーの聞き取り会議、障道協幹事会、障道協総会	生活相談	役員会、幹事会、ミシングサークル・ミーティング、すみれ総会	
6月		看護系D専門学校見学実習、ホームヘルパー研修会、秋元波留夫・藤井克徳特別講演会	重心陳情趣旨説明会、重心大集会、全精連総会、障道協幹事会、サポートー会議、重心の連絡会	練習試合、日帰り旅行、料理教室、スポーツ・レクリエーション大会、生活相談	役員会、幹事会	
7月		ホームヘルパー実習、福祉系L大学非常勤講師、福祉系I専門学校見学、看護系B大学非常勤講師、福祉系G大学非常勤講師、ボランティア講座講師、教育系F大学見学実習	道回連打ち合わせ、第2回道回連総会及び第9回精神障害者社会参加促進研修会、重心連絡会議、道回連相談会打ち合わせ、障道協幹事会	料理教室、海水浴	役員会、幹事会	
8月	重心道議会会派廻り、救急医療システム・市説明会、重心・道との懇談	教育系F大学見学、福祉系G大学見学、看護系B大学見学実習、看護系D専門学校見学実習	重心連絡会事務局会議、障道協幹事会、重心事務局会議、DPI役員会、札回連代表者会議、全精連常任理事会、DPI理事会、サポートー会議	例会	役員会、幹事会	
9月	日本共産党政懇談会、北海道障害者会議、中央区実務担当者会議	長崎より見学、こころの健康まつり、看護系B大学実習機関会議、旭川某クリニックより見学	全精連福岡大会、障道協幹事会、重心フォローアップ、札精作連臨時総会、札作連代表者会議、重心連絡事務局会議、重心集会、DPI役員会	北家連スポーツ大会、スポーツ祝賀会	役員会、幹事会	台風18号による緊急避難、すみれ祭、床掃除
10月		介護保険学習会、手帳学習会、世界社会精神医学会神戸、施設見学、研修会	札精作連連絡会議、塩谷福祉社会10周年記念祝賀会、障道協幹事会、札回連代表者会議、全道交流会	一泊旅行、生活相談(道回連)、北家連スポーツ大会、料理教室	役員会、幹事会、第一指導員・指導員補佐ミーティング、第一ミーティング	
11月	対道交渉、政府交渉	市内某病院勉強会、学習会、江別保健所家族学習会、大阪人権センター、メンバーアクション会議、千葉より見学、むつみ会講演会講師	障道協幹事会、道回連幹事会、札回連代表者会議、全精連理事会、重心連絡会事務局会議、北海道障害者会議	生活相談	役員会、幹事会	
12月	対市交渉、第三種・第四種廃止反対集会	看護系B大学見学、精神障害者の生活支援研修会、きょうされん学習会、北海道ケアマネジメント研修会	北海道障害者会議、障道協幹事会、地域生活支援体制検討会議	料理教室、生活相談、忘年会	役員会、幹事会	朗読劇
1月		ケアマネジメント研修会、ホームヘルパー講座講師、看護系B大学見学実習	障道協新年会、地域生活支援検討委員会、中央区実務担当者会議、札精作連新年会	新年顔合わせ、料理教室、生活相談	役員会、幹事会	
2月	市政懇談会、道庁・手帳打ち合わせ、税の書き込み	ケアマネジメント研修会、看護系B大学見学実習、千葉市講演会、看護系J大学見学実習、ホームヘルパー見学、グランドデザイン研修会、看護系D専門学校非常勤講師、我らが主張大会、DPIグランドデザイン・シンポジウム、きょうされん学習会	地域生活支援体制検討会議、北海道障害者会議、長田打ち合わせ、北海道障害者会議、重心連絡会事務局会議、障道協幹事会	生活相談、例会	役員会、幹事会	
3月	厚生労働省生活支援検討委員会、重心に対する道議会趣旨説明会、救急医療システムについての懇談	精神障害者の人権を考える第2回技術研修、憲法についての学習会、作業療法系H短期大学見学、障全協講演会	札回連代表者会議、障道協幹事会、地域生活支援体制検討会議	浦河研修旅行、札家連スポーツ大会、例会、生活相談	役員会、幹事会	ひなまつりコンサート、○○さんを偲んで

【付記】○○さんを偲んで；2004年度は自然災害に見舞われ、「すみれ会」の中心人物が亡くなる等、不幸が重なった年であった。精神障害者と「死」との関係は、現在もなお、タブー視されている風潮が続いている。今回の○○さんの死に関しては、これまでとは異なる死の受容が展開されていた。詳細は河野（2005）や拙稿（2007）を参照のこと。

#### 4) 2005年度

児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および精神保健福祉法のうち障害者および障害児に共通するサービスを統合し、我が国における障害者福祉の仕組みを転換することを示す障害者自立支援法が11月に公布された。

表4 2005年度の「すみれ会」の活動記録

	行政への働き	啓発活動	他団体との交流	日常的活動	会議等	その他
4月	政府交渉		DPI厚労省との懇談会、サポートー会議、政府交渉報告会、きょううされん北海道支部会議、札回連代表者会議、障道協幹事会	例会、料理教室、生活相談	役員会、幹事会	
5月	メーデー、道の監査	看護系C専門学校見学実習、帯広リハビリセンター見学、富山講演会講師、江別市講演会講師、看護系B大学実習、看護系D専門学校見学	日比谷フォーラム救急医療システム団体、道回連幹事会、障道協幹事会、フォーラム報告会、札回連総会	生活相談、料理教室（タウンミーティング）	役員会、幹事会、すみれ総会	花見
6月		朗読劇オーディション、学習会（守村）、看護系B大学見学実習、日本集団精神療法学会大会、福祉系G大学非常勤講師、看護系J大学非常勤講師、看護系B大学非常勤講師	北海道障害者会議、サポートー会議、全精連総会、障道協総会、DPI総会		役員会、幹事会	ボーリング大会、虫駆除
7月	街頭署名	教育系F大学非常勤講師、看護系D専門学校見学、ホームヘルパー講義、施設見学、教育系F大学見学実習、ホームヘルパー研修、全障研全国大会	道回連打ち合わせ、日比谷集会、救急医療体制団体、第21回道回連総会及び第10回精神障害者社会参加促進研修会、サポートー会議、NPO打ち合わせ、障道協幹事会	ソフトボール練習試合、レクリエーション大会、生活相談、海水浴	役員会、幹事会	サクランボ狩り
8月	道議会・自民党自立支援法研修会	グリアの郷見学、看護系B大学見学実習、ホームヘルパー研修、看護系D専門学校見学実習	地域生活支援検討会議、サポートー会議、障道協幹事会	生活相談	役員会、幹事会	防災管理者講習会
9月	日本共産党市政懇談会、北海道障害者会議、中央区実務担当者会議	こころの健康まつり、横浜より見学、新潟講習会講師、市内某病院デイケア見学、看護系B大学実習機関会議、職業訓練センター職員来所、福岡視察	障道協幹事会、DPI会議	北家連スポーツ大会、札家連スポーツ大会	臨時幹事会（NPO法について）、役員会、幹事会	すみれ祭
10月	街頭署名	東区保健センター来所見学、赤い羽根募金活動、看護系D専門学校見学、札作連職員研修、福祉系G大学見学、サークルN（奈良）来所見学、きょううされん北海道研修会	札回連代表者会議、サポートー会議、福祉全国研修会打ち合わせ、北海道障害者会議	一泊旅行（二セコ）、生活相談（セカンドオーピニオン・道回連）、生活相談	役員会、幹事会	
11月		北家連セミナー、朗読劇（デイケアセンター）、PSW全国研修会講演会講師、朗読劇（福祉系L大学）、北海道看護協会講演会講師	障道協幹事会、北海道障害者会議、札回連代表者会議	料理教室、例会、生活相談	役員会、幹事会、臨時役員会	

12月	政府交渉、医療費の会派廻り	看護系 B 大学見学、自立支援法学習会、道・ケアマネジメント研修会シンポジスト、障害者政策全国集会、白石まちづくりハウス座談会、自立支援法研修会	北海道障害者会議、サポーター会議、札回連代表者会議	生活相談、大掃除、忘年会	役員会、幹事会	御祓い、防火訓練
1月	自立支援法意見聴取会		障道協新年会、全精連常任理事会、札回連代表者会議	新年顔合わせ、生活相談、新年会(結婚式)	役員会、幹事会	
2月	DPI 意見聴取会	市内某病院講演会講師、看護系 J 大学見学実習、看護系 B 大学見学実習	北海道障害者会議、きょうされんブロック会議、札回連代表者会議、サポーター会議、道回連幹事会、札精作連会議	生活相談、例会	役員会、幹事会	かたるべ会
3月	対市交渉	看護系 B 大学見学実習、我らが主張大会、帯広市講演会講師、看護系 D 専門学校非常勤講師、中央区事務担当者会議、アイケアセンター講演会講師、自立支援法学習会、滝川市講演会講師、卒業論文発表会	障道協幹事会、札回連代表者会議、きょうされんブロック会議、サポーター会議	札家連スポーツ大会	役員会、幹事会	ひなまつりコンサート

【付記】自立支援法；至る所に「自立支援法」関係の事項が散乱している。まさに「自立支援法」により翻弄された年であった。各関係団体との連携を保ち、情報を収集・共有し、一段一段確実に「自立支援法」時代に順応しつつ活動を進めていった。

## 5) 2006年度

障害者自立支援法が2006年4月から部分施行され、精神医療にも大きな変化をもたらした。最も影響が大きかったのは、旧精神保健福祉法32条に規定されていた精神障害者通院医療費公費負担制度が、改正精神保健福祉法では削除され、装いを変えて自立支援給付の中の自立支援医療（精神通院）となった。そのため従来5%の自己負担額が10%に跳ね上がった。決して経済状況が豊かとは言えない多くの精神障害者に、過大な負荷が課せられた。

表5 2006年度の「すみれ会」の活動記録

行政への働き	啓発活動	他団体との交流	日常的活動	会議等	その他	
4月	パワーアップ研修会	障道協幹事会、セミナー＆キャンプ実行委員会、オーフ会総会、きょうされん総会、サポーター会議意見聴取会	生活相談	役員会、「自立支援法」負担額減策論点整理、幹事会	ボーリング大会、床修理	
5月	厚労省交渉	看護系 C 専門学校見学実習	DPI 理事会、全精連理事会、サポーター会議、懇談会、障害者110番、道回連幹事会、障道協総会	生活相談	役員会、幹事会、すみれ総会	花見
6月		看護系 B 大学見学実習、シンポジウム・シンポジスト	札回連代表者会議、DPI 大阪、道回連総会打ち合わせ、DPI、きょうされん列島縦断セミナー、サポーター意見聴取会	札家連 レクリエーション大会、生活相談	役員会、幹事会	避難訓練、日帰り旅行
7月	横路孝弘衆議院議員との懇談会、紙智子参議院議員との懇談会	看護系 D 専門学校見学、看護系 J 大学非常勤講師、高畠先生来所、教育系 F 大学非常勤講師、OT 系 H 大学見学実習、看護系 B 大学見学実習、福祉系 M 大学見学実習	第22回道回連総会及び第11回精神障害者社会参加促進研修会、セカンドオピニオン打ち合せ、サポーター懇談会、障道協幹事会	生活相談、海水浴	役員会、幹事会	

8月	北海道タウンミーティング、厚労省課長会議	大阪府立大学見学実習、看護系B大学見学実習、北海道大学見学実習、障全協活動者学習会、看護系D専門学校見学実習	札回連代表者会議、サポーター意見聴取会（東区体育館）	生活相談、例会	役員会、幹事会	防災管理者講習会
9月	札幌市長面談（DPI）	看護系D専門学校見学実習、語るべ会（札回連）、全精連浦河大会、山形県県精連会長来所、千葉県より視察、ディケア祭	障道協幹事会、札回連代表者会議	北家連スポーツ大会、札家連スポーツ大会、生活相談	役員会、幹事会	すみれ祭
10月	DPI・きょうされん北海道デモ	看護系D専門学校見学、学習会（生活保護について）、札家連家族大会、看護系B大学非常勤講師、朗読劇上演（札幌ディケアセンター）、10・31集会	障道協幹事会、札回連代表者会議、道回連幹事会、相談会（セカンドオピニオン）	例会、生活相談	役員会、幹事会	すみれ会 NPO法人化設立総会
11月	障全協政府交渉、全精連理事会厚労省交渉	人権啓発フェスティバル北海道、朗読劇上演、ピアカウンセリング研修会、精神障害者リハビリテーション推進北海道フォーラム、これらの健康まつり（手稲区）	障道協幹事会・政府交渉結団式	例会、生活相談	役員会、幹事会	
12月		看護系B大学見学実習、福祉系G大学非常勤講師	道民の声を届けよう道民集会、地域活動支援センター運営者説明会、障道協幹事会	忘年会	役員会、幹事会	すみれ共同作業所20周年祝賀会、大掃除

【付記】すみれ会 NPO 法人化設立総会；昨年度から蓄積し続けた「自立支援法」に関する戦略を駆使し、6月に NPO 法人化プロジェクト・チームを組織し、10月の法人化設立総会へ漕ぎ着けた。

### 3. 精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」と専門職との関わり

#### 1) 「すみれ会」と関わってきた（いる）人達

精神障害者セルフヘルプ・グループの老舗の1つ「やどかりの里」<sup>3)</sup>（埼玉県）には谷中輝雄氏<sup>3)</sup>、ユニークな活動で全国的著名度が高い「浦河べてるの家」<sup>4)</sup>（北海道）には向谷地生良氏<sup>4)</sup>と言うように、セルフヘルプ・グループには何らかの関わりのある専門職が付随していることが多い。ところが「すみれ会」の場合は、付隨する専門職の名前があがってこない。しかし、「すみれ会」にも専門職、特に作業療法士が発足当初から関わっていた。

安達克己氏<sup>5)</sup>、その後任の林和幸氏<sup>6)</sup>らの功績が大きい。現在は河野仁志氏<sup>7)</sup>がその役割を担っている。安達氏は精神衛生センターの職員であったことから、発足当初よりずっと支援者であり続けている。当初の10年間は、例会終了後、黙々と鍋を洗い続けた。すみれ会員は何でも自分たちで行ってしまうため、鍋洗いだけは続けたいと安達氏なりの思いがあったが、ある時にすみれ会員から「10年も洗い続けてご苦労様、今度は僕たちがするから」と言わされたことで、役割を失ったことにショックを受けている。自らの退職金で中古の電動麻雀卓を会に寄贈し、時間を設けては「すみれ会」で麻雀をする等、現在も関わりは継続している。また、林氏は現在札幌を離れた場所で働いているが、忘年会等の大きな行事には必ず顔を出し続けている。「ガ・ハ・ハ」と大声で笑うことで、会員の悩み事を吹き飛ばす役割を担ってきた。そして河野氏（2000a）は「すみれ会」という金魚の「ふん」と自覚し、定期的に「すみれ会」に通い続けている。関わりの不平等があつてはいけないと2ヶ所の作業所での昼飯をそれぞれ（計2食）食べ、タバコをふかしながら会談し、たまに昼寝をすると「風邪をひかれては大変」と会員に毛布を掛けてもらっている。河野氏曰く「安達先生の真似ではないが、何もしないで、飯を2回食って、おしゃべりしている。それで皆さんのが良いつ

て言ってくれるので、それを続けたい」と<sup>8)</sup>

このように先駆的に「すみれ会」に関わっている諸先輩の専門職は、前面的に関わるのではなく、「すみれ会」と共に歩み、すみれ会員に受け入れられ、現在も関わりを続けている。精神障害者セルフヘルプ・グループへの関わりの基本となるべく、「すみれ会」に関わっている専門職に共通している点を以下にまとめた。

#### ①「すみれ会」から学ぶことの出来た専門職である

我々専門職は幸か不幸か「精神障害」を抱えていない。それ故、その苦悩や痛み等は計り知れない。精神の障害を30Kgの重りを背負っている位の辛さと表現している人もいる<sup>9)</sup>。また最近、某薬品会社では幻覚疑似体験装置を開発したが、実際幻覚がある人が体験したところ「あんな半端な状態ではない」と憤慨したそうである。勿論、個人差があることが前提の話しへはあるが、我々専門職がどれだけ学問を研鑽しても手の届かない部分である。

分からることは、障害を抱える人に素直に聞かなければ分からぬ。それは症状や障害に留まらず、そこから発生する二次的・三次的な「生活のしづらさ」をも含んでいる。そのためには聴く態度や学ぶ態度が不可欠である。障害を抱えている当事者から話を聴いた上で、はじめて彼らが求めている援助が分かる。そこで必要なだけの援助を提供することが出来るのである。

「すみれ会」に関わってきた専門職は、精神に障害を抱えた人から学んだことを代弁して学生や住民に伝え、教育・研究活動を行っている。学んだことが出来たからこそ成し遂げられるのである。

#### ②「すみれ会」と共に生きている専門職である

「すみれ会」は毎年100名以上の医学、看護学、作業療法学、心理学、社会福祉学等の実習学生を受けている。また、医療保健福祉分野の教育機関、行政機関、民間機関等に講演・啓発活動を開催している。そのような活動を受けた者で、研究の対象として「すみれ会」を選択する者が例年数名いる。ほとんどの場合、研究の終了とともに「すみれ会」との関わりは消滅する。果たして研究期間内に得たことで、「すみれ会」を語り尽くすことが言えるのであろうか。

彼らは精神病という過酷な体験からの生還者、つまりサバイバー<sup>10)</sup>である。その貴重な体験を聴くまでの信頼関係の形成には、相当な時間が必要であろう。彼らは主治医に対しても全てを語っていないことがある。それは病状が悪化したと診断され、精神病薬の質・量を共に増強され、入院生活を余儀なくされる恐怖を体験しているからである。そのような体験者だからこそ、信頼関係形成には慎重かつ時間を要す。つまり「すみれ会」を語るには継続的な時間が不可欠である。

例えば、安達氏は会員から「お互いに髪の毛が白くなったね」「昔たくさん世話をになったから、先生が爺さんになったらオムツを換えてあげるよ」等と言われている。「すみれ会」に関わってきた専門職は、継続的な関わりを超えて、共に生きている関わりを続けている。

### 2) 拙者と「すみれ会」との関わり

拙者と「すみれ会」との最初の出逢いは学生時代である。自らの進路について悩んでいた時に、師である安達氏に「ゴタゴタ悩んでいいで、人生を楽しく過ごしている人たちと一緒に語りなさい」のようなニュアンスで、宴会に連れていかれた。そこでは中高年のオジサン方が飲んで、食べて、語っていた。それが拙者にとってのすみれ例会デビューだったと思われる。大学の講義で「坑精神病薬はアルコールにより悪影響を及ぼすため、精神科の患者には飲酒はご法度である」と学んだ拙者にとって、衝撃的な場面に驚愕したことを覚えている。進路を悩んだ結果、精神科領域を選択し医療機関に就職することになった。そして、その後の「すみれ会」との関わりは、希薄になっ

ていった。

「すみれ会」との関わりが再燃したのは、大学院に進学し、社会福祉臨床実習の実習施設として選択して（1999年）からである。大学院の実習生という立場から本格的な関わりが始まり、賛助会員となり、定期的な例会の参加の他に、事あるごとに関わりを持つようになった。このような過程を経て、現在は顧問の役割を担うことになった。

現在の「すみれ会」との具体的な関わりを以下にまとめてみる；

#### ①仲間としての存在

麻雀の面子が足りない時には誘われる、一緒に旅行に行く、食事を楽しむ、酒を交わす、温泉に一緒につかる、結婚式に参加し祝う、そして葬儀に参列し故人を偲ぶ。他にも日常生活のあらゆる場面を共にする機会を得ている。障害の有無という絶対的な境界線はあるが、共に生きている仲間として認めてもらえている。

#### ②顧問としての役割

2004年度の総会にて承認されてから、顧問の役割を担っている。年に一度の総会、月に一度の役員会と幹事会等に都合の付く限り出席し、意見や助言を発している。その意見や助言は、顧問として適切か否かは自信はない。第三者として冷静に考えた意見や、話しが混乱している時の交通整理等の助言に徹している。また、一言も發せずその場にいるだけの時もある。いずれの場合でも、会議が終了すると「意見ありがとう」「来てくれてありがとう」等の謝辞をいただいている。

#### ③専門的知識の教授

すみれ祭講演会講師（2002/9/15）、学習会講師（2005/6/13）を担い、専門的知識をすみれ会会員に語れる機会を得た。また、日常的な会話の中でも、内服している薬等精神科医療に関する事、生活保護や障害年金等の福祉制度に関する事の質問に対し、答えられる最大限の範囲で対応している。多くのすみれ会会員が拙者ることを「先生」と呼称するのは、そのような関わりを継続しているからであろう。

#### ④後輩育成の場として活用

すみれ会員から拙者は「女子大生を連れてきてくれる人」で「すみれ会をはなやかにしてくれる」存在と思われている。これまで多くの学生（ゼミ生）を「すみれ会」に引率した。学生は「すみれ会」という現場から多くのことを学ぶ。それは、尾崎（2002）の社会福祉実践における現場の活用に類似している。

#### ⑤教育者・研究者としてのフィールド

本稿が執筆出来るのも「すみれ会」というフィールドを確保しているからである。現場に身を置くことで当事者の「生」の声を聞くことが出来る。「生」の声は現場から発信され、それを教育および研究に反映させていくことが出来る。これは研究室に籠っていたら出来ないことであり、フィールド「すみれ会」は拙者にとっての財産である。

#### ⑥その他

現在表現することが出来ない無意識下の存在となっている、あるいは、なりうる可能性も否めない。

## IV 総括

セルフヘルプ・グループの定義として一般的に用いられているレビイ（Levy, 1976）によれば、援助の源泉としての専門職は補助的役割と言われている。また1970年代のアメリカ公民権運動の影

響を受け、当事者論を前面に主張し、専門職介入に対して批判的な視点もある。これらの経緯から久保・石川（1998）は、セルフヘルプ・グループと専門職との関わり方の困難さ等を指摘している。それほど難儀な課題なのであろうか。

ガートナーとリースマン（1980）は、セルフヘルプ・グループと精神保健領域の専門職は同じ目標を持ち、本質的には同じ仕事をしているという点で「お互いに役に立っている」と提言している。つまり障害の有無に関係なく、お互いに相手から学びあうこと、相互関係を深めていくことが重要だと考える。これまでの「すみれ会」と専門職との関係も同様に、お互いに学び合い、その関係の中でそれぞれが成長・成熟している。それが人としての単純かつ自然な関わりであり、専門職という言葉による呪縛が、関わり方という手法を難しくしているに過ぎないと思われる。

最後に、精神障害セルフヘルプ・グループへの関わり方には、歌舞伎の黒子<sup>11)</sup>や金魚のふん等多様であるが、拙者は、「盲人ランナーの伴走者」というスタンスで関わっている。決して自分のペースを相手に与えず、風のような存在でありたいと心掛けている。勿論、「すみれ会」に関わり続けている諸先輩のように、彼らから学び続け、共に生きていくことは言うまでもない。これに対し辛口にコメントされていた「すみれ会便り」での語りにて本稿の結びとする；

「守村先生の学習会に参加して」

…（略）…

すみれ会の援助者との関係については、河野先生の「金魚のフン」から守村先生の「盲人ランナーと伴走者」といろいろあります。どちらも面白いと思います。私達すみれ会の主体性を大切にしてくれているのだなあと思います。実際に走り活動しているのは私達なのです。それをほどよく、支えてくれるのが支援者なのです。

…（略）…。もちろん、盲人ランナー以上の走る力がなければなりません。もしどの晴眼者のランナーより速い盲人ランナーが出現したらどうなるのでしょうか。結果として、盲人ランナーは晴眼者のランナーを引きずっていく事になります。はっきり言って、私達「すみれ会」は速いですよ。守村先生、引きずられないように心して伴走してください。（すみれ会便り No.384, p.5より）

### おわりに 謝辞

精神障害者セルフヘルプ・グループ「すみれ会」との関わりは、拙者のライフワークの一部となっている。これからも共に生き、学び続け、そして共に成長し続けていきたい。

すみれ会会員は勿論のこと、家族、故人、そして「すみれ会」関係者に感謝を申し上げたい。

### 註

- 1) セルフヘルプ・グループ；セルフヘルプ・グループ研究で著名なカツ（1993）は、「自分のことは自分でする」self-helpと「相互に助け合う」mutual aidが組み合わされて「仲間同士が支え合うグループ」とを表現している。（カツ, A.H.著、久保紘章監訳：セルフヘルプ・グループ、岩崎学術出版社、1997. Katz,A.H.,Self-Help in America:A Social Movement Perspective,Twayne Publishers,1993）
- 2) コンシュマー・プロバイダー；精神保健福祉士の資格を有したすみれ会会員は、病歴を持つ精神保健福祉士ではなく、資格を持つ精神障害者なのだと思う、と主張している。（宮岸真澄；コンシュマー・プロバイダー、精神科臨床サービス 4(1),pp.121-126,2004）
- 3) やどかりの里；1969年、埼玉県大宮市（現・さいたま市）にPSW 谷中輝雄氏が病院内社会復帰

- 活動に着手したことから生まれ、翌70年に外勤先の工場の2階を借りて中間宿舎（ホステル）の活動を開始する。現在は授産施設や援護寮、小規模作業所、グループホーム、地域生活支援センターを経営している。「すみれ会」と同様、我が国の老舗の精神障害者セルフヘルプ・グループの一つである。（田中英樹；精神障害者の地域生活支援 統合的生活モデルとコミュニティソーシャルワーク、中央法規出版、p.161,2001）
- 4) 浦河べてるの家；1978年にソーシャルクラブ「どんぐりの会」発足、活動開始する。翌79年にPSW 向谷地生良氏と精神障害者4名が教会に移り住む。共同住居から社会福祉法人「浦河べてるの家」と有限会社「福祉ショップべてる」からなる共同体。「弱さを絆に」「三度の飯よりミーティング」「昆布も売ります、病気も売ります」等、ユニークなキャッチフレーズで活動をしている。
  - 5) 安達克己氏；作業療法士。NPO 法人オーク会（札幌市）理事長。
  - 6) 林和幸氏；三愛病院（登別市）作業療法士。
  - 7) 河野仁志氏；作業療法士。北海道大学医学部保健学科作業療法学専攻講師。
  - 8) すみれ会30周年記念行事（2000.9.23；於札幌市）での河野仁志氏のスピーチを、拙者がビデオおこしした。
  - 9) 「第9回北海道精神障がい者セミナー & キャンプ in さっぽろ」（2006.8.16；於札幌市）のセミナーにて河野仁志のスピーチより。
  - 10) サバイバー；精神医療からの生還者と言う意味でオーヘイガンが用いている（メアリー・オーヘイガン著。中田智恵海監訳；精神医療ユーザーのめざすもの 欧米のセルフヘルプ活動、解放出版社、1999）。
  - 11) 歌舞伎の黒子；河野仁志（2000a）の中で、すみれ会員が表現している。

## 引用文献

- ・ Alan Gartner and Frank Riessman, " Made for Each Other:Self-Help Groups and Mental Health Agencies" ,Community Mental Health 13(1980) :28-32
- ・ 尾崎新；「現場」のちから 社会福祉実践における現場とは何か、誠信書房、2002
- ・ 河野仁志：精神障害を「抱え込まれている人」から「抱えている人」への変容に関する体験的小論。pp.140-144. 忍博次監修：ノーマルな社会を築くために 障害福祉を考える。中央法規出版、2000
- ・ 河野仁志；セルフヘルプ活動の支援の実際 すみれ会（札幌）の人たち、OTジャーナル 34, pp.737-739,2000
- ・ 河野仁志；「精神障害」を抱えて生きる人たち 第1回 葬式に参列し見送る権利のことなど、北海道経済、2005.2
- ・ 久保紘章・石川到覚編；セルフヘルプ・グループの理論と展開 わが国の実践をふまえて」中央法規出版、1998
- ・ Levy,Leon,H. (1976)" Self-Help Groups,Types and Psychological Process" ,Journal of Applied Behavioral Science,12(3) :310-322
- ・ 守村洋；障害者自立支援法時代における精神障害者セルフヘルプ・グループの地域活動～機関誌「すみれ会便り」から探る「すみれ会」小誌 〈2002-2006〉～, SCU Journal of Design & Nursing Vol.1 No.1,pp.35-49,2007

## 参考文献

- ・精神保健福祉白書編集委員会編：精神保健福祉白書2006年度版 転換期を迎える精神保健福祉。中央法規出版、2006
- ・すみれ会編；「すみれ会便り」 No.345～402、2002.4-2007.1、すみれ共同作業所

※本稿は札家連主催第307回精神療養講座「精神障がい当事者への支援～すみれ会との関わり～」(2007.1.20；至札幌市) の内容を加筆・修正したものである。

# 北海道の里親制度に関する里親の意識調査

奈 良 隆 正<sup>\*1</sup>  
成 田 哲 也<sup>\*2</sup>  
阿 部 好 恵<sup>\*3</sup>  
鈴 木 幸 雄<sup>\*4</sup>

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

本調査は、北海道における今後の里親制度の発展に寄与することを目指して、里親自身の制度に対する認識、里子との生活、里子に対する里親であることの告知、里親のストレスの程度などの現状を明らかにし、里親支援の充実と里親制度の進むべき方向性を模索する際の基礎的な知見を得ることを目的とした。

### 2. 調査の対象および期間

本調査の対象は、札幌市を除く、北海道内の登録里親の全数とし、472人に調査票を送付した。調査期間は2005年12月から2006年1月にかけて郵送法で実施し、回答は無記名とした。

### 3. 質問項目

本調査における質問内容は、里親制度に関する22項目（里親制度について、里親の支援にあたる総合的な期間の必要性、里親制度をどこから知ったか、里親登録の動機、夫婦の意見の一致、里親になることを他者にすすめるか、児童相談所のサポート体制、委託児童の意見表明権、里親手当、養育費、支度費、篤志家と呼ばれることについて、登録手続きについて、里親制度の説明について、児童相談所の研修の回数、児童相談所の研修の内容、里親会の研修、最低基準の導入、里親支援のあり方、児童福祉司から助言を受けた頻度）。

委託児童との生活に関する質問11項目（困ったとき誰に相談したか、実親のことが気になったか、実親と連絡をとったか、委託児童との会話の機会、委託児童の学業成績、地域の行事への参加、どのように委託児童を叱ったか、相談をもちかけられることはあったか、委託児童とどれくらい気が合ったか、委託児童を育ててよかったですか、ストレスを感じることはあったか）。

里親であることの告知に関する9項目（里親であることを委託児童に話したか、誰が話したか、委託児童が何歳のときに話したか、どのようなきっかけで話したか、どのような理由で話したか、委託児童に変化はあったか、里親であることを打ち明けたことについて、里親であることを話していない理由、委託児童が誹謗・中傷を受けたことはあるか）。

里親の基本属性に関する質問9項目（種別、年齢、養子縁組の有無、里親登録年度、養育歴、里子受託年度、家族構成、里親形態、職業）である。

所属 \*<sup>1</sup>北海道医療大学大学院修士課程

\*<sup>3</sup>福島学園大学福祉学部

\*<sup>2</sup>吉田学園総合福祉専門学校

\*<sup>4</sup>北海道医療大学看護福祉学部

#### 4. 集計方法

本調査の集計は、回収した調査票を基に、データを表計算ソフト（Microsoft Excel）を用いてデータセットを作成し、統計ソフト（SPSS 12.0 for Windows）を用いて記述統計を実施し、各項目の実数から全体に占める割合を算出した。

### II. 調査結果

#### 1. 調査票の回収

472人に調査票を送付したところ284人より回答があり、回収率は60.2%であった。うち男性は136人で47.9%、女性は140人で49.3%、性別不明の回答が8人で2.8%であった。

#### 2. 記述方法

本報告では、原則として各質問項目に対する有効回答数と括弧内にその割合を算出し掲載した。

##### （1）里親制度に関する質問（表1～表10）

表1 里親制度に対する満足度

	満足している	まあまあ満足している	あまり満足していない	満足していない
あなたは日本の里親制度 に満足していますか。	27 (9.6%)	145 (51.8%)	76 (27.1%)	32 (11.4%)

表2 児童相談所以外の里親支援にあたる総合的機関の必要性

	はい	いいえ
あなたは児童相談所以外に、里親の支援に あたる総合的な機関が必要だと思いますか。	198 (71.2%)	80 (28.8%)

表3 里親制度をどこから知ったか

福祉機関	53 (19.0%)	医師	4 (1.4%)
友人知人	75 (26.9%)	マスコミ	32 (11.5%)
近隣	6 (2.2%)	児童相談所	46 (16.5%)
家族および親類	34 (12.2%)	その他	29 (10.4%)

表4 里親になった動機

子どもが生まれなかつた	125 (44.5%)	宗教上の理由から	17 (6.0%)
子どもがかわいそうだと思った	23 (8.2%)	跡継ぎが必要	0 (0.0%)
実子を亡くしたので	9 (3.2%)	実子が1人なので	9 (3.2%)
実子が男ばかり(女ばかり)だから	3 (1.1%)	すでにいる委託児童や養子のため	2 (0.7%)
実子が成長して手がからなくなつたから	30 (10.7%)	社会的使命から	30 (10.7%)
養育の専門的経験があるので	6 (2.1%)	その他	27 (9.6%)

**表5 夫婦の意見の一致、里親になることを他者にすすめるか**

	はい	いいえ
委託児童を引き取ることで、夫婦の意見は一致していましたか。	266 (95.3%)	13 (4.7%)
里親になることを、他の人にすすめますか。	189 (68.7%)	86 (31.3%)

**表6 児童相談所のサポート、意見表明権、里親手当、養育費、支度費**

	満足している	まあまあ満足している	あまり満足していない	満足していない
あなたは児童相談所の、里親のサポート体制に満足していますか。	46 (17.0%)	136 (50.2%)	67 (24.7%)	22 (8.1%)
現在あなたは、委託児童の意見表明権が十分に保障されていると思いますか。	27 (10.1%)	143 (53.6%)	72 (27.0%)	25 (9.4%)
あなたは現在の里親手当について、満足されていますか。	57 (21.0%)	139 (51.1%)	46 (16.9%)	30 (11.0%)
あなたは現在の養育費について、満足されていますか。	54 (19.9%)	128 (47.1%)	61 (22.4%)	29 (10.7%)
あなたは委託児童の進学・就職にかかる費用について満足されていますか。	32 (12.2%)	100 (38.2%)	82 (31.3%)	48 (18.3%)

**表7 篤志家であるか**

	里親は篤志家であると思う	里親は篤志家であるとは思わない
里親が社会の一部から「篤志家」と呼ばれていますがそうであると思いますか。	68 (27.9%)	176 (72.1%)

**表8 登録手続き、制度の説明、児童相談所の研修回数・内容、里親会の研修**

	満足している	まあまあ満足している	あまり満足していない	満足していない
あなたは里親になる際の登録手続きについて満足されていますか。	70 (25.5%)	169 (61.5%)	29 (10.5%)	7 (2.5%)
児童相談所が行った制度の説明について満足されていますか。	69 (25.2%)	171 (62.4%)	28 (10.2%)	6 (2.2%)
あなたは児童相談所の研修の回数について満足されていますか。	46 (16.7%)	154 (55.8%)	51 (18.5%)	25 (9.1%)
あなたは児童相談所の研修の内容について満足されていますか。	41 (14.9%)	173 (62.9%)	37 (13.5%)	24 (8.7%)
あなたは里親会が開催する研修について満足されていますか。	45 (16.5%)	170 (62.3%)	37 (13.6%)	21 (7.7%)

**表9 里親の最低基準の導入による影響**

	あつた	まあまああつた	あまりなかつた	なかつた
平成14年に里親養育の最低基準が導入されましたが、大きな変化はありましたか。	4 (1.5%)	38 (14.1%)	129 (48.0%)	98 (36.4%)

**表10 児童福祉司からの助言**

	1年間に1回	6ヶ月に1回	3ヶ月に1回	1ヶ月に1回以上
あなたは委託児童の養育中に、児童相談所の児童 福祉司の助言を1年間にどれくらい受けましたか。	150 (61.5%)	33 (13.5%)	40 (16.4%)	21 (8.6%)

**(2) 委託児童との生活に関する質問 (表11～表22)****表11 委託児童の問題で困ったときの相談先**

夫婦で解決した	127 (50.0%)	児童相談所	90 (35.4%)
親類	6 (2.4%)	他の里親	12 (4.7%)
学校の先生	5 (2.0%)	里親会	3 (1.2%)
その他	11 (4.3%)		

**表12 実親のことが気になったか**

	気になった	気にならなかった
委託児童の養育中に、実親のことが気になりましたか。	161 (62.9%)	95 (37.1%)

**表13 実親に連絡をとったか**

	連絡をとった	まあまあ連絡をとった	あまり連絡をとらなかった	連絡をとらなかった
委託児童の養育中に実親と連絡をとったことがありますか。	40 (15.8%)	18 (7.1%)	16 (6.3%)	179 (70.8%)

**表14 委託児童との会話の機会**

	あつた	まあまああつた	あまりなかつた	なかつた
家庭内で委託児童との会話の機会は、どのくらいありましたか。	188 (75.2%)	51 (20.4%)	6 (2.4%)	5 (2.0%)

**表15 委託児童の学業成績が気になったか**

	気になった	時々気になった	あまり気にならなかった	気にならなかった
委託児童の学業成績を気にするほうでしたか。	84 (35.1%)	109 (45.6%)	0 (0%)	46 (19.2%)

**表16 地域行事への参加**

	参加した	まあまあ参加した	あまり参加しなかつた	参加しなかつた
地域の行事によく参加しましたか。	146 (58.6%)	80 (32.1%)	12 (4.8%)	11 (4.4%)

表17 委託児童をどのように叱ったか

	本気で叱った	やや本気で叱った	あまり叱らなかった	叱らなかった
あなたは、どのように委託児童を叱りましたか。	160 (63.7%)	55 (21.9%)	30 (12.0%)	6 (2.4%)

表18 本気で、あるいはやや本気で叱ったのは何年後からか

	0～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3年以上後
それは委託児童を引き取ってから何年後でしたか。	77 (45.6%)	36 (21.3%)	13 (7.7%)	43 (25.4%)

表19 委託児童から相談を持ちかけられたか

	あった	まあまああった	あまりなかった	なかった
あなたは委託児童から相談を持ちかけられることはありましたか。	98 (41.0%)	63 (26.4%)	33 (13.8%)	45 (18.8%)

表20 委託児童と気が合ったか

	よく気が合った	まあまあ気が合った	あまり合わなかった	気が合わなかった
あなたは委託児童と、どれくらい気が合いましたか。	90 (37.2%)	137 (56.6%)	11 (4.5%)	4 (1.7%)

表21 委託児童を育ててよかったです

	よかった	まあまあよかった	あまりよくなかった	よくなかった
あなたは委託児童を育てて良かったと思いますか。	201 (79.4%)	39 (15.4%)	10 (4.0%)	3 (1.2%)

表22 ストレスを感じたか

	あった	まあまああった	あまりなかった	なかった
あなたは委託児童の養育中にストレスを感じることはありましたか。	93 (36.8%)	72 (28.5%)	55 (21.7%)	33 (13.0%)

### (3) 里親であることの告知に関する質問（表23～表31）

表23 里親であることの告知

	話した	話していない
あなたが里親であることを委託児童に話しましたか。	161 (63.4%)	93 (36.6%)

表24 里親であることを誰が話したか

	父	母	夫婦で	その他
里親であることを委託児童に誰が話しましたか。	45 (29.6%)	39 (25.7%)	49 (32.2%)	19 (12.5%)

**表25 里子が何歳のときに話したか**

	0~1歳未満	1~3歳未満	3~6歳未満	6~12歳未満	12~15歳未満	15歳以上
それは里子が何歳のときで したか	0 (0.0%)	9 (6.7%)	55 (41.0%)	61 (45.5%)	7 (5.2%)	2 (1.5%)

**表26 どのような理由で里親であることを話したか**

委託児童が他人から聞いていたため	3 ( 2.0%)
委託児童から尋ねられたから	28 (18.7%)
書類記載のためやむを得ず	5 ( 3.3%)
時期だと思って自発的に話した	85 (56.7%)
その 他	29 (19.3%)

**表27 告知したことで里子に変化があったか**

	変化があった	変化がなかった
里親であることを打ち明けた後、委託児童 に変化はありましたか。	25 (16.4%)	127 (83.6%)

**表28 告知してよかったです**

	良かった	良くなかった
里親であることを打ち明けたことをどう思 いますか。	151 (98.7%)	2 ( 1.3%)

**表29 告知をしていない里親の告知をしていない理由**

本人が自然に知るのを待っている	35 (35.7%)	知らせたいが言えない	6 ( 6.1%)
知っていたのであえて言わない	17 (17.3%)	知らせたくない	5 ( 5.1%)
里子がまだ幼い	33 (33.7%)	その他	2 ( 2.0%)

**表30 第三者からの誹謗中傷の有無**

	あつた	なかつた
委託児童が第三者からの誹謗・中傷を受け たことがありますか。	48 (19.8%)	194 (80.2%)

**表31 誹謗・中傷を受けたのは委託児童が何歳のときか**

	0~1歳未満	1~3歳未満	3~6歳未満	6~12歳未満	12~15歳未満	15歳以上
それは何歳のときでしたか。	0 (0.0%)	3 (6.7%)	3 (6.7%)	32 (71.1%)	7 (15.6%)	0 (0.0%)

(4) 基本属性（表32～表40）

表32 里親の年齢

20～30歳未満	2 ( 0.7%)
30～40歳未満	18 ( 6.6%)
40～50歳未満	74 (27.2%)
50～60歳未満	111 (40.8%)
60～70歳未満	47 (17.3%)
70～80歳未満	18 ( 6.6%)
80歳以上	2 ( 0.7%)

表33 養子縁組の有無

あり	なし
112 (41.6%)	157 (58.4%)

表34 里親登録年度

1960年以前	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001年以降
17 ( 6.3%)	9 ( 3.4%)	25 ( 9.3%)	73 (27.2%)	92 (34.3%)	52 (19.4%)

表35 里親養育歴

0～1年未満	1～3年未満	3～6年未満	6～12年未満	12～15年未満	15年以上
22 ( 9.1%)	36 (14.8%)	49 (20.2%)	46 (18.9%)	17 ( 7.0%)	73 (30.0%)

表36 里子受託年度

1960年以前	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001年以降
25 (10.3%)	9 ( 3.7%)	15 ( 6.2%)	55 (22.6%)	88 (36.2%)	51 (21.0%)

表37 里子が来るまでの年数

0～1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5年以上後
96 (40.2%)	97 (40.6%)	26 (10.9%)	20 (8.4%)

表38 配偶者、実子、親、その他の家族の有無

	あり	なし
配偶者	262 (97.0%)	8 ( 3.0%)
実子	242 (89.3%)	29 (10.7%)
親	40 (14.9%)	228 (85.1%)
その他	10 ( 3.7%)	259 (96.3%)

**表39 里親区分**

養育里親	親族里親	短期里親	専門里親
217 (70.5%)	18 ( 5.8%)	65 (21.1%)	8 ( 2.6%)

**表40 職業**

専門技術職	33 (11.9%)	管理職	35 (12.6%)
販売職	6 ( 2.2%)	事務職	36 (13.0%)
サービス職	9 ( 3.2%)	農林・漁業従事者	28 (10.1%)
主婦	71 (25.6%)	失業中	3 ( 1.1%)
自営業	12 ( 4.3%)	技能・労務職	20 ( 7.2%)
運輸・通信職	4 ( 1.4%)	その他	20 ( 7.2%)

### III. 調査結果のまとめ

#### 1. 里親制度に関する質問

日本の里親制度の現状についての質問項目では、約4割の里親が不満足傾向を示していた。日本の里親制度を発展させるには、制度に対し全ての里親が満足傾向を示すことが必要とされるが、4割の里親が満足していないという結果は早急に制度の改善を検討する必要があると考えられる。

児童相談所以外に、里親の支援にあたる総合的な機関の必要性については、約7割の里親が必要性を示す結果となった。現状では、里親の支援は主として児童相談所が実施しているが、児童相談所とは別に総合的な里親支援の機関が必要であることを示唆している。

里親制度をどこから知りましたかという質問項目では、「友人・知人」「福祉機関」「児童相談所」の順位であり、「友人・知人」が28.9%と最も高い数値を示している。また、里親制度に対する広報活動は、「友人・知人」のインフォーマルな関係を重視していた。

里親登録の動機は、「子どもが生まれなかった」「実子が成長して手がからなくなったり」が高位を占めていた。

委託児童を引き取る上で、夫婦の意見の一致については「一致している」という回答が大多数を占めた。里親養育は夫婦で里子の養育にあたることから、登録に際しては夫婦の意見の一致が必要条件として考えられる。

里親になることを他の人にすすめるかという質問項目では、約7割の里親が「すすめる」と回答している。また、里親制度のあり方についての質問項目では、「まだ里親制度は知られていない」という意見が多く、里親数の拡大を望んでいる里親も多かった。今後は、里親数の拡大のための広報活動等が重視される。

児童相談所の里親に対するサポート体制について、約7割が満足傾向にあった。

委託児童の意見表明権については、約6割の里親が現状を肯定的にとらえていた。

里親手当については、約3割の里親が不満足傾向にあった。これは、現状の里親手当が里親養育にかかる費用を十分に補うものではないということを示唆しており、今後も改善が必要であると考えられる。

養育費（日常生活諸費）については、約7割が満足傾向にあった。

支度費については、里親の約半数近くが不満足傾向にあることから、現状の支度費では委託児童

の進学・就職にかかる費用を十分に補うものではないことを示唆しており、今後改善が必要であると考えられる。

里親が社会の一部から「篤志家」と呼ばれることについて、里親全体の約7割以上が「思わない」と回答している。自由記述の質問項目においても、多数の里親が里親養育することについて特別なことではないと回答していることから、委託児童と対等な立場で里親養育にあたっていることが伺える。

里親になる際の登録手続きについては、大多数の里親が満足傾向にあるという結果であった。

児童相談所の行った里親制度の説明については、里親全体の約9割が満足傾向にあるという結果であった。また、児童相談所の行っている研修については、回数の部分では里親全体の約8割が満足傾向にあるという回答であった。内容について多くの里親が満足傾向にあるという結果となった。

里親会が開催する研修については、約8割の里親が満足傾向にある結果であった。

平成14年度の里親養育の最低基準の導入については、約8割の里親が変化がなかった、或いはあまりなかったと回答した。最低基準の導入は、日本の里親制度の大きな改革であり、里親自身に負担を課すものである。しかし、調査結果からは順調に移行していることが伺える。

## 2. 委託児童との生活に関する質問

委託児童の問題で困った時、誰に相談したかという質問項目では、夫婦で解決しようとする傾向が半数を占め、次いで児童相談所に相談するであった。

委託児童の養育中に、実親のことが気になったかという質問項目では、気になったと回答した里親が多数を占めていた。また、実親と連絡をとったかという質問項目では、約7割の里親が連絡をとらなかつた、あるいはあまり連絡をとらなかつたと回答している。

家庭内で委託児童との会話の機会はどれくらいあったかという質問項目では、里親のほぼ全数があった、あるいはまあまああったと回答していたことから、会話の機会は充実していたと考えられる。

委託児童の学業を気にする方であったかという質問項目では、約8割の里親が気になった、あるいは時々気になったと回答している。

地域の行事に参加したかという質問項目では、里親全体の約9割が何らかの形で地域の行事に参加していたという結果となった。

どのように委託児童を叱ったかという質問項目では、里親全体の約8割が本気で叱った、あるいはやや本気で叱ったと回答したことから、大部分の里親が委託児童に対し気持ちを込めて向き合っていたことが伺える。また、叱ったのは委託児童を受け入れてから何年後からであったかという質問項目については、全体では2年未満の間に本気で叱っていた。

委託児童から相談を持ちかけられることはあったかという質問項目では、あった、あるいはまあまああったと回答した里親が全体の約7割を占めたことから、里親の大部分が委託児童が相談をもちかけることのできる良好な関係を築いていたことが推測できる。

委託児童とどれくらい気があったかという質問項目では、全体の里親の約9割がよく気が合った、あるいはまあまあ気が合ったと回答したことから、大部分の里親が里子とのマッチングは良好であったものと推測できるが、5%の里親は気が合わなかつたと回答している。このことは里親制度において里子とのマッチングは養育に大きく影響することが考えられることから、児童相談所においては可能な限り5%を0に近づけていく対応が求められる。

委託児童を育てて良かったかという質問項目では、よかったですあるいは、まあまあよかったですと回答した里親は約95%であったことから、大部分の里親が里親の役割を成就したという達成感をもっていたといえる。しかし、少數ではあるが「あまりよくなかった」「よくなかった」と回答した里親が5%いた。これは自由記述の回答の内容から委託児童の育てにくさや里親との関係性などが影響しているものと考えられる。

### 3. 里親であることの告知に関する質問

里親であることを委託児童に話したかという質問項目では、里親全体の6割以上が委託児童に里親であることを告知しているという結果であったが、約4割の里親は告知をしていないと回答した。しかし、自由記述の回答の内容から、告知をしていない理由は里子がまだ小さいことであるためと推察できる。大部分の里親は告知をする傾向にあると考えられる。

里親であることを誰が話したかという質問項目では、里父による告知が最も多かった。夫婦での告知が約3割と意外にも少ない傾向にあった。

告知は委託児童が何歳のときであったかという質問項目では、「6～12歳未満」が最も多く、小学校就学時の告知が多い傾向にあった。

告知について、どのようなきっかけで話したかという質問項目について、約6割が「時期だと思って自発的に話した」と回答していることから、委託児童から尋ねられて里親であることを話すのではなく、里親が自ら告知しようとしていたと考えられる。「その他」の回答が多かった理由は、事前に児童相談所から委託児童に話されていたと推測できる。

里親であることを打ち明けた後、委託児童に変化があったかという質問項目では、大部分の里親が「変化がなかった」と回答している。「変化があった」と回答した里親については、「大泣きした」「赤ちゃん帰りをした」「ウソをつきやすくなった」などの状況であった。

里親であることを打ち明けたことについての質問項目では、ほぼ全体の里親が「良かった」と回答していることから、委託児童に事実を伝えることの重要性が確認できる。

一方、里親であることを委託児童に話していない理由について、「里子がまだ小さい」と回答した里親は、委託児童の成長に合わせ告知をするものと推測できる。「本人が自然に知るのを待っている」との回答も多く、また「知らせたくない」と回答した里親もあり、一部に真実告知を自発的に行わない里親もいた。

委託児童が第三者からの偏見による誹謗・中傷を受けたことがあったかという質問項目では、里親の全体の約8割が「なかった」と回答しているが、一部「あった」という回答も見られた。いまだに約2割の里子が誹謗・中傷を受けているという実態が明らかになった。誹謗・中傷を受けた年齢で最も多かったのは「7～12歳未満」であった。

養育中に、児童相談所の児童福祉司の助言を1年間にどれくらい受けたかという質問項目では、「1年間に1回」と回答した里親が最も多く、里親制度についての自由記述においても「児童相談所の家庭訪問がなかったので不安を感じた」「預けっぱなしに感じた」などの意見が多かったことから、今後の改善が必要であると考えられる。

次に、委託児童の養育中にストレスを感じることがあったかという質問項目では、里親の6割以上が養育中にストレスを感じていると回答している。

里親の年齢については、「50～60歳」が約4割を占めていた。「20～30歳」の年齢の若い里親が2

名いた。里子との養子縁組の有無については、約4割の里親が「養子縁組あり」と回答している。

里親登録してから里子を受けるまでの年数は、約8割の里親が3年未満の間に委託を受けており、比較的早い時期に委託されている傾向にあったが、約2割近くの里親が児童を委託されるまでに3年以上かかっている結果となった。

里親形態は、養育里親が約7割と大部分を占めていた。